



2013

SAGA SHINKIN BANK

さがしんきんの素顔
ディスクロージャー

街角で出会う、おっらかな やさしい笑顔

十数年前

町内の川の中から、小さな、小さなえびすさんが見つかりました。

その美しさに魅せられた商店街の人たちが

おおらかなえびすさんとして復元しました。

その名も「ゆめこいえびす」

街に夢と活気を取り戻し

なくしたものが出てくるという

縁起もののえびすさん！

佐賀信用金庫本店の一角に

鎮座されております。

佐賀は、えびすさんの街です。

街のここかしこに、たくさんのおえびすさんがおられます。

えびすさんを大事に、そして街をきれいにいたしましょう。



CONTENTS

| | | | |
|---------------------|----|---------------------|----|
| ■ごあいさつ | 2 | ■文化的・社会的貢献に関する事項 .. | 17 |
| ■概要・組織図・役員 | 3 | ■金庫の主要な事業内容 | 19 |
| ■沿革 | 4 | ■顧客アンケート | 24 |
| ■経営理念・方針・管理体制 | 5 | ■総代会 | 25 |
| ■地域貢献への取り組み | 11 | ■お取り扱い手数料一覧表 | 27 |
| ■預金に関する事項 | 12 | ■資料編 | 28 |
| ■貸出金に関する事項 | 13 | ■ネットワーク | 51 |
| ■平成24年度事業の概況 | 15 | ■開示項目一覧 | 54 |

ごあいさつ



皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがたく心より厚く御礼申し上げます。

本年もここにディスクロージャー誌「さがしんきんの素顔 2013」を作成いたしました。本誌では当金庫の経営方針、業務内容、財務内容や地域貢献への取り組み等をご案内しております。皆様方に当金庫をより一層ご理解いただくための参考になれば幸いに存じます。

平成25年度は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、政府が示した施策の推進等により、需要の掘り起しと雇用創出が見込まれ、国内需要主導で回復が進むと見込まれますが、来年4月からの消費税引き上げや、少子高齢化に伴う人口減少などマーケット縮小による経済の収縮などが懸念されます。

こうしたなか当金庫におきましても、金利競争や顧客ニーズの多様化などから、収益環境としては厳しい状況になると想定されますが、お客様に対し「親しみやすさ・信頼感」を発信し、常に改善と工夫を怠らず、様々なテーマや状況変化に対応しながら、金融業務を通して地域経済の発展に寄与し更なる業績の向上に努めます。

そのためには、お客様とのフェイス・トゥ・フェイスの関係を重視し、お客様のニーズに合致した金融サービスの実現・提供を行うとともに、利便性の高い店舗網と営業体制を構築することで、顧客満足度の充実を図る所存であります。

また営業面におきましても、コンプライアンス態勢の整備と役職員一人ひとりの意識向上に努め、求められる法務知識の習得や事故防止対策なども含め、人材育成を徹底してまいります。

今後ともより一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成25年7月

理事長 大坪 豊

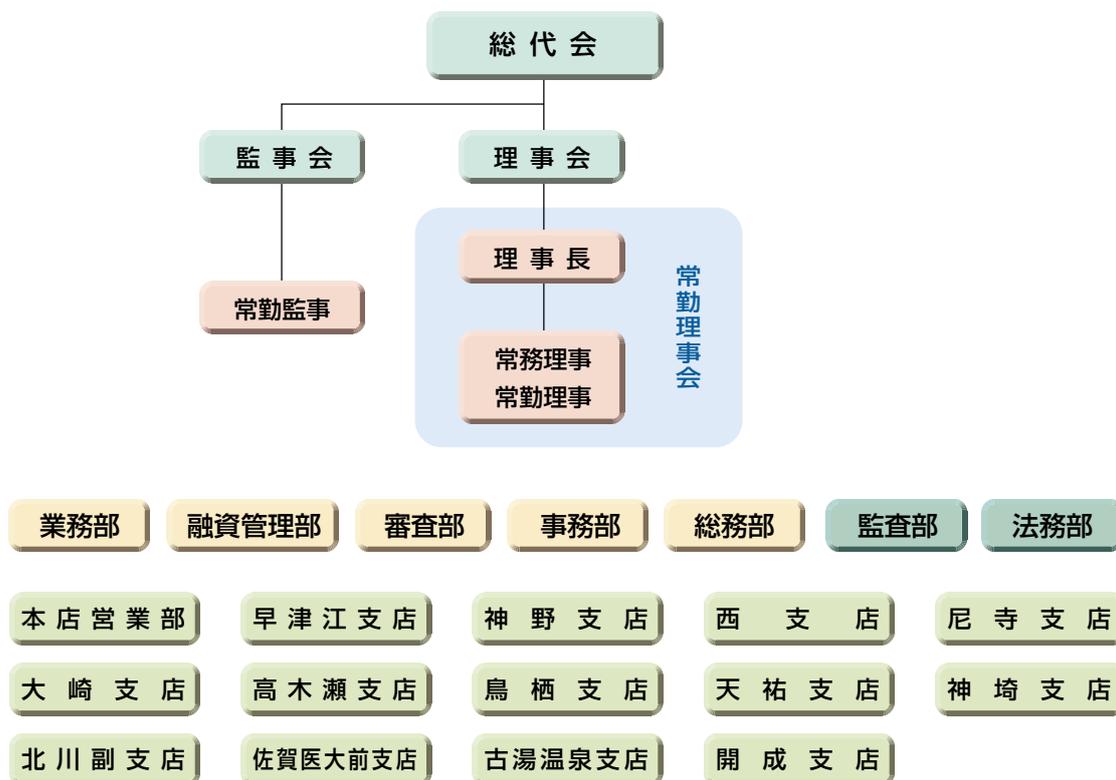
■ 概要



創 立／昭和24年10月15日
 本 店／佐賀市中央本町8番10号
 店 舗 数／14店舗
 会 員 数／10,737名
 出 資 金／195百万円
 役職員数／153名(常勤)
 男子100名 女子53名
 営 業 地 区／佐賀県一円及び福岡県大川市

平成25年3月31日現在

■ 組織図



平成25年3月31日現在

■ 役員のご紹介

| | | | | | |
|-----------|-----|-----|---------|-----|-----|
| 理 事 長 | 大 坪 | 豊 | 監 事 | 吉 岡 | 清 典 |
| (代 表 理 事) | | | | | |
| 常 務 理 事 | 杉 町 | 謙 吾 | 監 事 | 蒲 原 | 啓 二 |
| (代 表 理 事) | | | (非 常 勤) | | |
| 理 事 | 仁 位 | 哲 美 | 監 事 | 津 留 | 保 生 |
| | | | (非 常 勤) | | |
| 理 事 | 鶴 | 勉 | | | |
| 理 事 | 前 原 | 勇 | | | |
| 理 事 | 梅 田 | 茂 治 | | | |
| (非 常 勤) | | | | | |
| 理 事 | 山 口 | 茂 樹 | | | |
| (非 常 勤) | | | | | |
| 理 事 | 井 上 | 邦 彦 | | | |
| (非 常 勤) | | | | | |

平成25年7月1日現在

当金庫の沿革

| | |
|-------------|---------------------|
| 昭和24年10月15日 | 市街地信用組合法による佐賀信用組合設立 |
| 昭和28年3月28日 | 信用金庫法による佐賀信用金庫に改組 |
| 昭和29年6月1日 | 早津江支店開設 |
| 昭和30年5月16日 | 神野支店開設 |
| 昭和31年12月10日 | 中小企業金融公庫代理業務取扱開始 |
| 昭和34年1月26日 | 全国信用金庫連合会代理業務取扱開始 |
| 昭和34年6月22日 | 西支店開設 |
| 昭和35年10月25日 | 国民金融公庫代理業務取扱開始 |
| 昭和40年3月1日 | 住宅金融公庫代理業務取扱開始 |
| 昭和40年4月13日 | 尼寺出張所開設 |
| 昭和41年10月1日 | 尼寺出張所、支店昇格 |
| 昭和43年3月11日 | 神野支店移転新築 |
| 昭和43年5月6日 | 大崎支店開設 |
| 昭和46年5月4日 | 本店新築 |
| 昭和47年12月4日 | 高木瀬支店開設 |
| 昭和48年8月14日 | 預金量100億円達成 |
| 昭和50年4月10日 | 鳥栖支店開設 |
| 昭和50年12月26日 | 九州しんきん事務センターオンライン加盟 |
| 昭和51年10月18日 | 全国しんきん為替オンライン取扱開始 |
| 昭和52年5月2日 | 天祐支店開設 |
| 昭和53年12月22日 | 日本銀行と当座預金取引開始 |
| 昭和54年12月11日 | 日本銀行歳入代理店業務取扱開始 |
| 昭和55年6月2日 | 神埼支店開設 |
| 昭和57年4月5日 | 北川副支店開設 |
| 昭和58年9月22日 | 国債等の窓口販売の取扱開始 |
| 昭和60年12月23日 | 尼寺支店新築 |
| 昭和60年12月25日 | 預金量500億円達成 |
| 昭和61年4月14日 | 佐賀県庁内に店舗外現金預入払出機設置 |
| 昭和62年11月9日 | 本店営業部多布施出張所開設 |
| 平成元年2月10日 | 佐賀市役所内に店舗外現金預入払出機設置 |
| 平成元年3月23日 | 佐賀医大前支店開設 |
| 平成元年4月17日 | 富士町古湯に店舗外現金預入払出機設置 |
| 平成元年9月11日 | 大崎支店新築 |

| | |
|-------------|------------------------------|
| 平成2年5月1日 | ホームバンキング取扱開始 |
| 平成2年8月27日 | 古湯温泉支店開設 |
| 平成3年2月17日 | サンデーバンキング開始 |
| 平成3年11月25日 | 早津江支店移転新築 |
| 平成5年3月1日 | しんきんファクシミリ振込サービス取扱開始 |
| 平成5年6月19日 | 新コーポレートマークの発表 |
| 平成5年7月1日 | Qネット代金回収サービス取扱開始 |
| 平成5年9月6日 | 開成支店開設 |
| 平成6年8月1日 | 県内4金庫現金自動機による通帳での入出金、記帳の取扱開始 |
| 平成6年9月20日 | 佐賀県立病院好生館に共同の現金自動支払機設置 |
| 平成8年4月1日 | 佐賀社会保険病院に店舗外現金預入払出機設置 |
| 平成8年5月6日 | ATM祝祭日稼働開始 |
| 平成8年11月18日 | ATMを流通信販系カード会社に開放 |
| 平成9年4月14日 | 新情報システム稼働 |
| 平成10年7月28日 | 佐賀空港内に店舗外現金預入払出機設置 |
| 平成11年3月29日 | 郵便局とのATMオンライン提携 |
| 平成11年6月7日 | 「テレホンバンキング」サービス開始 |
| 平成11年6月15日 | 預金1,000億円達成 |
| 平成12年3月6日 | 「デビットカード」サービス開始 |
| 平成13年3月19日 | 多布施出張所移転新築オープン |
| 平成13年4月1日 | 損害保険代理店業務開始 |
| 平成13年11月7日 | ホームページを開設 |
| 平成14年10月1日 | 生命保険代理店業務開始 |
| 平成15年3月19日 | モラーージュ佐賀内に店舗外現金預入払出機設置 |
| 平成15年6月12日 | 個人向け国債取扱開始 |
| 平成15年12月15日 | インターネットバンキングサービス開始 |
| 平成16年3月18日 | 中小企業金融公庫および国民生活金融公庫と業務提携 |
| 平成16年10月1日 | 印鑑照合支援システム稼働 |
| 平成17年4月1日 | セブン銀行とATM利用提携 |
| 平成17年4月21日 | 「イオンスーパーセンター佐賀店」内にATM設置 |
| 平成18年12月5日 | 「ゆめタウン佐賀」内にATM設置 |
| 平成19年2月16日 | 多布施出張所を閉鎖 |
| 平成19年8月1日 | 「エスプラッツ」内にATM共同で設置 |
| 平成20年2月1日 | 投資信託の販売業務を開始 |
| 平成20年3月31日 | 宝くじの販売業務を廃止 |
| 平成20年10月1日 | 生体認証機能付ICキャッシュカード取扱開始 |
| 平成22年1月4日 | 日の隈公園前のATMを閉鎖 |
| 平成23年1月17日 | 西支店新築 |
| 平成23年2月19日 | 神埼支店ATM休日稼働開始 |
| 平成24年12月10日 | 鳥栖支店新築 |
| 平成24年12月21日 | 「経営革新等支援機関」として認定受領 |
| 平成25年2月18日 | 「しんきん電子記録債権サービス」取扱開始 |

経営理念・方針・管理体制

地元のために、みんなのために生まれた金融機関がしんきんです。

経営理念

当金庫は、昭和24年創業以来「地域社会の繁栄に貢献する」という理念のもと皆様から愛され親しまれる信用金庫になるよう歩んで参りました。この理念である相互扶助の精神を念頭におき協同組織の金融機関としての社会的役割を全うすべく邁進してきた結果、皆様の温かいご支援に支えられ現在に至ることができたと思っております。当金庫が長期的に発展していくためには、信用金庫の原点に立ち返って、会員の皆様からの支持と信頼関係を確立し、地域社会との共存共栄を図る必要があります。

当金庫は、永年の歴史に裏付けられた地域の皆様からの「信用」を大切にしつつ、時代をリードする「地域の金融機関」として、従来以上に積極的な経営を目指しています。

経営方針

信用金庫の独自性を発揮し、経営基盤の強化とともに総合リスク管理を徹底させ、資産内容の充実と自己資本の強化に努め、地域に存在感、信頼感のある金融機関として存続するためのテーマとして

- 1 公共的使命の重大性を自覚し預金の増強と融資の適正を図る。
- 2 常に会員一般取引者並びに役職員の利益を尊重し和協一致基本方針の達成に努める。
- 3 創意と改善を怠らず経営の健全と永久の発展を図る。

の3つを掲げお客様の信頼と期待にお応えする所存です。

佐賀信用金庫法令等遵守宣言

私ども佐賀信用金庫の役職員は、「お客様から信頼される地域金融機関」を目指し、社会的責任と公共的使命を常に自覚し、高い倫理観を持ち、法令等遵守を経営の最重要課題とし、業務に取り組んでまいります。

ここに、法令等遵守重視の企業風土を確立する為、役職員総意の下に「佐賀信用金庫法令等遵守宣言」を策定し、その理念を役職員一人ひとりが理解し、遵守する事を誓います。

- 1 佐賀信用金庫の経営陣は、法令等遵守重視の企業風土を確立する為、中心的役割を担い率先垂範し企業倫理と遵法精神に則った経営にあたります。
- 2 佐賀信用金庫の役職員は、公共的使命と社会的責任を自覚し、常に高い倫理観(良識・常識・見識)を持ち、社会規範に則り、誠実且つ公正を旨とし業務に取り組みます。
- 3 佐賀信用金庫の役職員は、お客様との金融商品取引業務に際して、法令等に基づく適正な処理を行うため、法令等や金融商品取引業務に関する知識の向上に努めます。
- 4 佐賀信用金庫の役職員は、経営情報の適切な開示に努めるとともに、お客様に関する情報の取扱いに細心の注意を払い、外部への情報漏洩防止に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども佐賀信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として謝絶します。
- 2 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行ないません。
- 4 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

以上

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。 以上

法令遵守の体制

当金庫は、法令等遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の期待に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、次のとおり「佐賀信用金庫行動綱領」を定めております。

- 1 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任を遂行します。
- 2 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展へ貢献します。
- 3 法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- 4 地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
- 5 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
- 6 環境問題に積極的に取り組みます。
- 7 社会貢献活動に積極的に取り組みます。
- 8 反社会的勢力を断固として排除し、関係遮断を徹底します。

当金庫におきましては、法令等遵守(コンプライアンス)体制強化のため、以下の諸施策を実施しております。

- (1)法令遵守実施計画を年度ごとに策定しています。
- (2)「法令遵守の手引」を策定(毎年度見直し)し、全役職員に配布しています。
- (3)法令遵守にかかる統括部門として「法務部」を設置し、各部門に「法令遵守統括責任者」及び「法令遵守担当者」の配置を行っています。
- (4)役員及び管理職を対象とした外部講師による研修、法令遵守担当者を対象とした研修、各部門における毎月の勉強会等を実施し、コンプライアンス教育の強化を図っています。
- (5)監査部の監査項目に法令遵守に関する事項を盛り込み、法令遵守体制が適切に機能しているかチェックを行っています。
- (6)法令遵守違反があった場合は、すみやかに各部門から事故・不祥事件等に係る報告を求め、それにもとづく適切な対策を講じ、再発防止に努めています。これらのほか、金融商品の販売等に関する法律にもとづき、「金融商品に係る勧誘方針」を策定・公表するとともに、適切な勧誘を行うよう徹底しています。今後も、単なる法令遵守にとどまらず、役職員一人ひとりが、より一層高い規範意識が求められているという自覚をもって、さらなるコンプライアンスの徹底に努めていきます。

金融商品に係る勧誘方針

- 1 当金庫はお客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
- 2 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決め頂きます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
- 3 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対して事実と異なる説明をしたり、誤解を招く事のないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4 当金庫は、お客様にとって不都合な時間や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

リスク管理の体制

金融の自由化・国際化が進展するなか、金融機関の業務はますます多様化し、信用リスクをはじめとして、事務リスク、市場関連リスクなど、さまざまなリスクが経営に影響を及ぼすようになってきています。

当金庫におきましては、各種リスクを正しく認識・把握し、かつ、適切に管理することによって、経営基盤の確立と安定収益の確保を図ることを目的とし、リスク管理体制の構築に努めています。

1. 信用リスク

信用リスクとは、貸出先の業況悪化のため、貸出金の元本、利息などが当初の約束どおりに返済されなくなるリスクのことです。

当金庫では、資産の健全性を維持・向上させるために、「業務運営規程」に基づいた厳正な審査体制をとっています。一定金額以上の大口融資につきましては「融資審査会」により総合的な審査が実施されています。また、内部研修の実施や外部研修への派遣を行うなど審査能力の向上に努めています。管理面におきましては、融資管理部による営業店指導を行うなど、不良債権の発生防止に努めています。自己査定については、営業店及び関連部署が自己査定を行った結果について、当該部署から独立した法務部資産査定課が監査を行う体制をとっています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクのことをいいます。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、当庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを確保しております。

2. 市場関連リスク

金融機関は、金融の自由化・国際化の進展、デリバティブ取引の急速な拡大により、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動もたらす「価格変動リスク」などの市場関連リスクに常にさらされており、安定収益の確保のためには資産・負債の総合管理（ALM管理）が重要となってきています。

当金庫ではシミュレーションを行いながら経営計画をたて、実績を月次ベースで管理することで収益のブレを小さくするようにしています。BPV法による金利リスク量の計測や、株価変動リスク、為替リスク、外貨金利リスク等の分析を行っています。また、ストレステストを実施し、リスクリミットの管理も行っております。

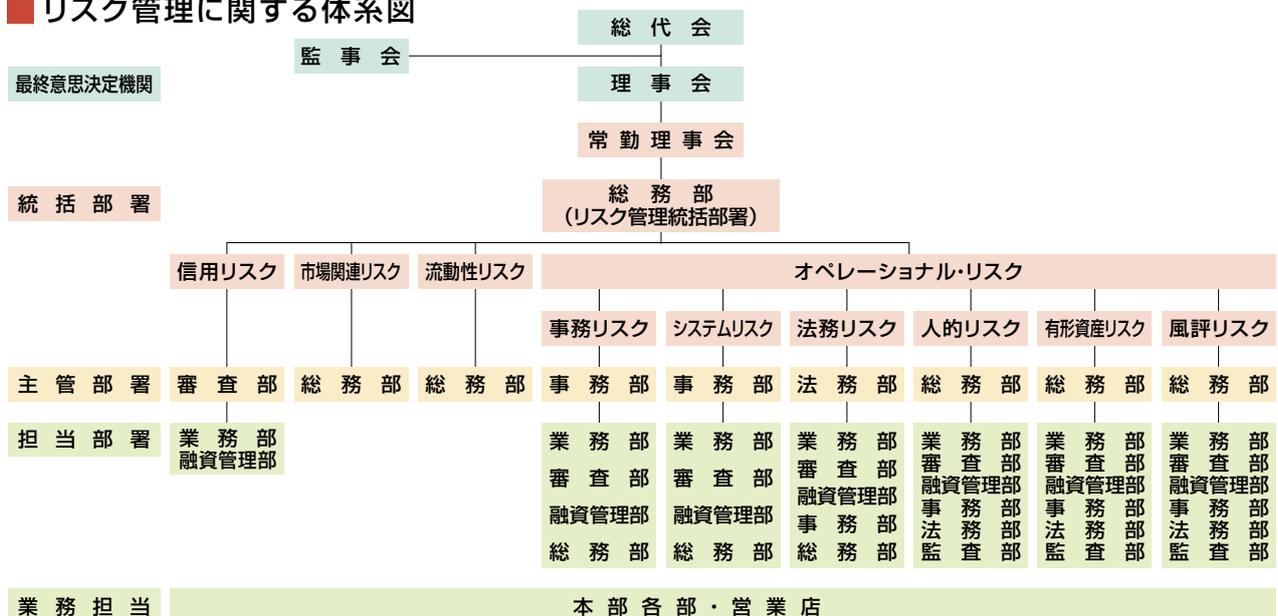
また、有価証券についてはVaR（バリューアットリスク）によるリスク量の把握も行っており市場関連リスクの高度化に向けた取り組みも行っております。

4. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス、役職員の活動若しくはシステムが不適切であるもしくは機能しないこと、または、外生的な事象により生じる損失に係るリスクです。事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等があります。

金融商品の多様化や機械化の進展に伴い、事故防止のため内部事務管理の整備に努めています。すなわち、事務取扱要領や事務処理マニュアルの随時改訂整備、各種勉強会の開催など職員一人ひとりの資質の向上を図っています。営業店には自主検査を義務づけるとともに事務部による臨店事務指導、監査部による立ち入り検査を実施して事務リスクの未然防止や事故防止のための適切な指導管理を行っています。また、システム面におきましても万一の災害時においてもコンピュータシステムが安定稼働するようにバックアップシステムを確立しております。また、リスク管理関連規程の見直しを行い、法務リスクや風評リスク等さまざまなリスクに対して、組織として万全の対応ができるよう取り組んでおります。

リスク管理に関する体系図



金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレットで公表しています。

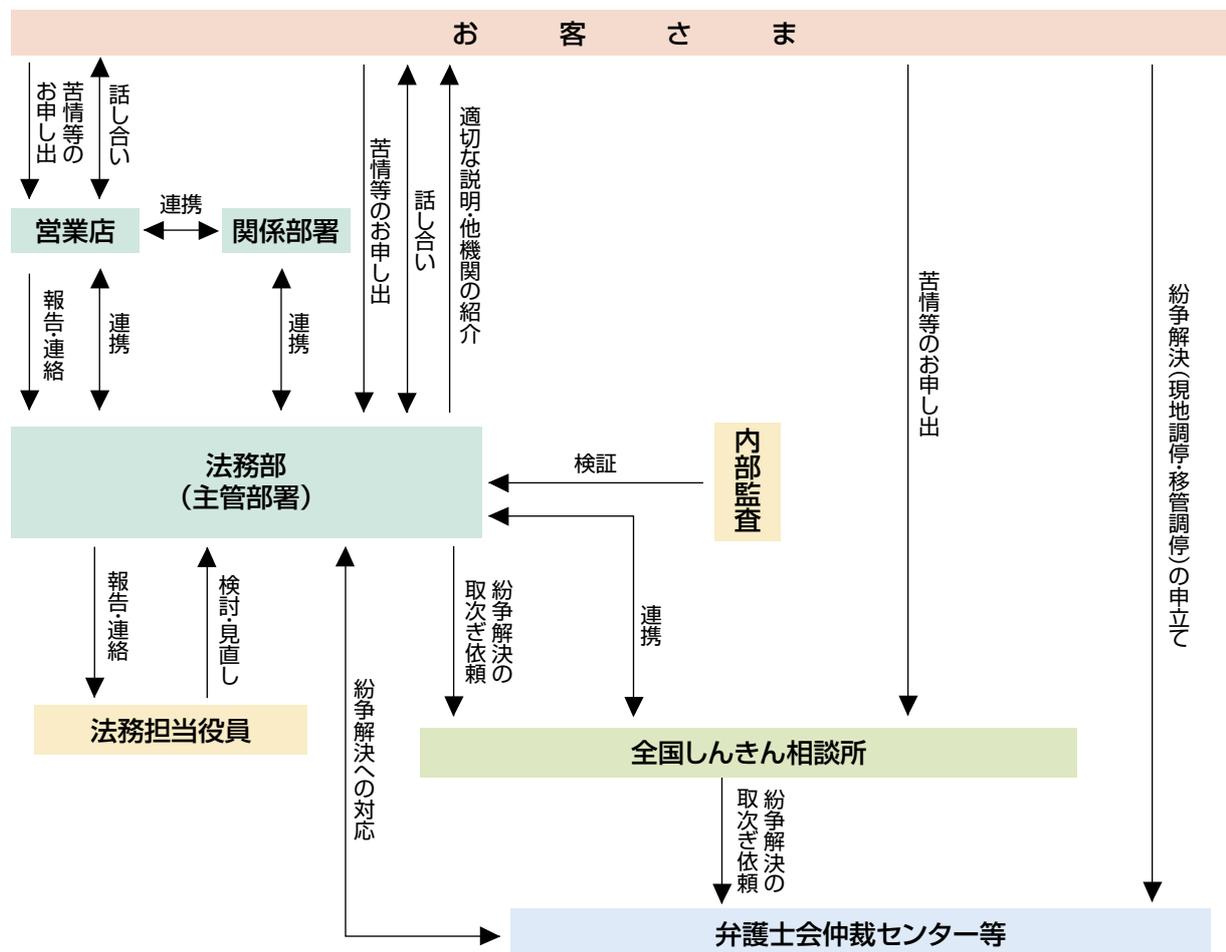
苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は51～52ページ参照)または法務部(電話:フリーダイヤル0120-895-530もしくは0952-22-2152)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記法務部、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)及び九州北部地区しんきん相談所(9時～17時、電話:092-281-5363)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都および福岡県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法務部」にお尋ねください。

苦情等への取組体制



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

取組方針

当金庫は、地域の健全な事業を営む法人や個人事業者の方々及び個人の皆様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の法人や個人事業者の方々の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、関係金融機関等との連携を十分に図りながら、金融仲介機能・コンサルティング機能を積極的に発揮してまいります。

態勢整備

「中小企業者等金融円滑化法」は平成25年3月31日をもって終了しましたが、当金庫は法終了前と変わらず貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

(1) お客様への経営改善支援を行うための体制

営業店が主体となってお客様から経営改善計画書を提出して頂き、経営改善支援担当部署と連携しながら、お客様の実態把握、課題の抽出、改善策の検討を行い、計画策定後はその進捗管理と助言を行って経営改善を支援してまいります。

(2) 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつお客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

(3) 経営革新等支援機関の認定

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき中小企業の皆様に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関として認定を受けております。

(4) お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための研修

本部職員はもとより融資現場の職員を数多く研修に参加させて能力向上に努めております。(全国信用金庫協会主催、九州北部信用金庫主催)

(5) 「金融円滑化ご相談窓口」の設置

全営業店には法人、個人事業者の方々および個人の皆様がより一層相談されやすいよう金融円滑化ご相談窓口を設置しております。

相談苦情

お客様からの融資に関するご相談、苦情につきましては、次の窓口をご利用下さい。

佐賀信用金庫 お客様相談窓口 専用電話番号 0120-895-530
(受付時間:営業日の午前9時から午後5時)

取組状況

1. 金融円滑化法に基づく貸付けの条件の変更等対応状況

「中小企業者等金融円滑化法」は平成25年3月31日をもって終了しましたが、施行(平成21年12月)からの対応状況は下記のとおりです。

(金額単位:百万円)

| | 取扱合計 | | | | | | | | | |
|----------------|------|--------|-------|--------|------|-------|-------|-----|-------|-----|
| | | | うち実行済 | | うち謝絶 | | うち審査中 | | うち取下げ | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 合計 | 982 | 17,132 | 762 | 13,753 | 142 | 2,249 | 33 | 533 | 45 | 595 |
| うち中小企業者である場合 | 907 | 16,398 | 708 | 13,213 | 129 | 2,143 | 31 | 510 | 39 | 529 |
| うち保証協会等扱い | 498 | 5,315 | 404 | 4,344 | 54 | 558 | 18 | 214 | 22 | 197 |
| うち住宅資金借入者である場合 | 75 | 734 | 54 | 540 | 13 | 106 | 2 | 22 | 6 | 65 |
| うち保証会社等扱い | 31 | 296 | 21 | 199 | 5 | 27 | 1 | 18 | 4 | 50 |

注)件数は、貸付金1本毎を単位としており、お客様の先数ではありません。

注)期間中の複数回の申込みは、毎回カウントしております。

2. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

| 取組方策 | 具体的取組み策 | 取組み態勢 | 進捗状況 |
|--------------|---|--|--|
| (1) 事業再生 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業再生で重要なことは、経営者の意識改革が不可欠です。当金庫より経営者の意識改革を促しガバナンスの効果を上げる役割を果たします。 ・事業の再生見通しがあり、再生の可能性が高いと判断された案件については佐賀県中小企業再生支援協議会等外部機関の活用を図り支援機能強化を図ります。 ・保証協会、商工会議所、商工会等と連携を密にして情報提供、経営指導、相談を積極的に行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・25年度以降についても再生支援協議会、経営改善支援センター、中小企業支援ネットワーク、保証協会等との連携と活用を図り積極的に取組んで参ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に新たに佐賀県再生支援協議会との連携を図り事業再生に取組んだお客様は6先です。これまでに同協議会と連携し取組みを行った先は20先となりました。また佐賀県信用保証協会と連携して専門家派遣を受け事業再生に取組んだお客様は1先です。 ・企業再生業務推進のため「さが事業再生ファンD」に参加しました。 |
| (2) 創業・新事業支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県地域産業支援センターが主催する佐賀県ベンチャー交流ネットワークとの連携による支援に取組みます。 ・認定支援機関として営業店窓口における創業・新事業への積極的支援・相談に取組みます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫は佐賀県ベンチャー交流ネットワークの準会員であり、今後も支援センターとの連携を図り、支援ニーズの発掘、推進を図ります。 ・他認定支援機関、中小企業診断士、税理士等専門家と連携を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県ベンチャー交流ネットワークの例会に出席し、会員の方々と交流を図りニーズの発掘に努めました。 ・平成24年度は、創業・新事業支援融資として29件、840百万円の取組み支援を行いました。 |
| (3) 経営改善支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在取組んでいる経営改善支援先の改善進捗状況については、景気の長期低迷等により進捗状況に課題は残りますが、今後も引き続き佐賀県中小企業再生支援協議会等との連携も含み改善支援を強化します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・25年度の対象先は22先です。うち6先については佐賀県中小企業再生支援協議会との連携先となっています。対象先については経営改善の指導、助言を図り支援機能の強化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は20先を対象先として取組んで来ました。年2回、本部と営業店にて進捗状況の確認、協議を行い、対象先に対する指導、助言を行ってきました。その結果すべての先について債務者区分に変更なく、特に1先についてはほぼ正常化され平成25年度の対象先から除外しました。 |
| (4) 事業承継 | <ul style="list-style-type: none"> ・当地区においても少子高齢化の進展や廃業が増加する中で事業承継が大きな問題となっています。地域の情報ネットワークを活用して、その承継に積極的に関わっていきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・取引先においても事業承継の問題を抱えている所もあり、地区内の情報、業界内情報を活用して、親族以外への承継も含めた支援を強化いたします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・具体的事例はありませんが、職員向けに信金中金による研修会を開催しました。 |

3. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

| 取組方策 | 具体的取組み策 | 取組み態勢 | 進捗状況 |
|------------------------------|---|--|--|
| (1) 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・目利き能力の向上・人材の育成に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・教育訓練スケジュールに従い、各種研修会に職員を積極的に派遣します。 又、研修報告会を行い関連職員のスキルアップを図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度融資渉外講座1名、融資審査講座4名、中小企業支援講座2名を派遣しました。 ・平成16年度より目利き融資講座へ延べ37名派遣しております。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・動産・債権譲渡担保融資、ABL融資制度の活用を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・信金中央金庫や関係機関よりの研修を受けて制度への理解を深め、取組んでまいります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は動産担保融資を1件、140百万円行いました。 |
| (2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・CLO、シンジケートローンの取組み。 | <ul style="list-style-type: none"> ・更に情報収集を図り、ケースバイケースにて取組みを行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度はシンジケートローンを1件、48百万円取扱いしました。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・私募債の取組み。 | <ul style="list-style-type: none"> ・案件収集に努め取り組んでまいります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の実績は有りません。引き続き相談業務の中で案件収集に努め、取組んで参ります。 |

4. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

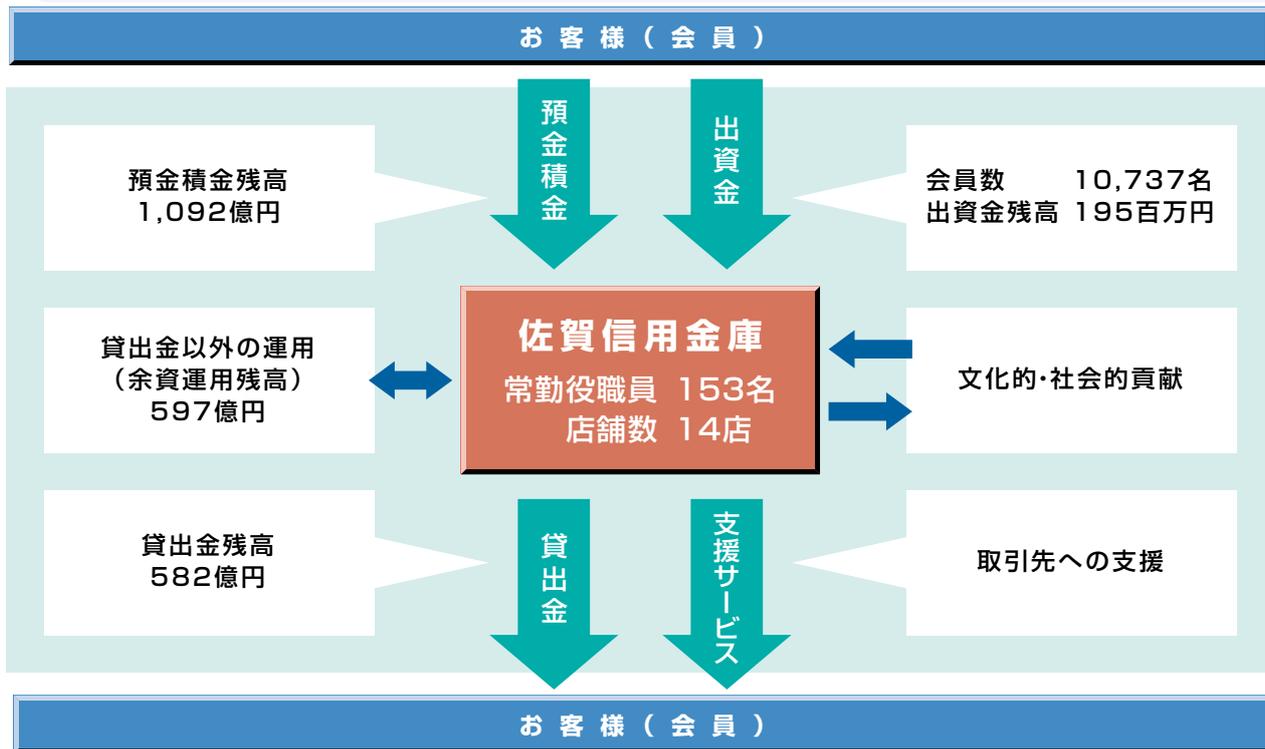
| 取組方策 | 具体的取組み策 | 取組み態勢 | 進捗状況 |
|------------------------------|--|---|---|
| (1) 地域の面的再生 | <ul style="list-style-type: none"> ・営業店窓口、渉外による相談業務の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・資金ニーズや各種相談に対して更にきめ細やかな対応を図り、相談しやすい対応に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・常に各種相談に丁寧に応じて来ました。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・街づくり等、地域の再生委員会等へ積極的に参画します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・TMO(街づくり委員会)等の委員会へ積極的に参画し、地域金融機関としての役割を担います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市が主催する街づくり50人委員会のメンバーとして、中心市街地の街づくりに参画して来ました。 |
| (2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者問題の解決に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者ローンの申し込みに際しては、申込人が多重債務に陥らないように十分な検討を行い相談機能を活かして取り組みます。また、金利面でも優遇措置を設け、より利用し易い態勢を整えます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・営業店窓口にはパンフレットを備えアナウンスを行っております。金利面では、取引先企業の従業員の方には、消費者ローンの一部の商品において、金利を0.5%優遇する協定「プレミア」の取り扱いを行っております。また全てのお客様を対象に低利のリフォームローンの取り扱いを開始しました。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計の指導を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による企業会計セミナーや経営者セミナーを開催します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年11月に外部講師を招き、経営者セミナーを開催しました。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した活動を行なっている機関への支援を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・NPOへの支援を引き続き行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度におけるNPO法人への実行ありませんでした。引き続き相談業務の中で案件収集に努め、取組んで参ります。 |
| (3) 地域への適切なコミットメント、公共部門の規律付け | <ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関としての使命と役割をもって地域経済の活性化に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等との連携により企業育成に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は、福岡ひびき信用金庫が主催するビジネスマッチングに取引先2社が出席されました。また25年10月には九州北部信用金庫協会の主催による合同ビジネスマッチングを福岡市で開催いたします。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・顧客満足度の向上に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年千人のお客様を対象としたアンケート調査を実施、お客様のご意見・ご要望を経営に反映させています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月に実施しました。調査結果につきましては、内容分析を行い当庫HPにて公表致します。 |

地域貢献への取り組み

当金庫の地域経済活性化への取り組みについて

当金庫は、佐賀県及び福岡県大川市を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



1 預金積金について

平成25年3月末の預金積金残高は前期比22億円増加し1,092億円となりました。

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、「安全」「確実」「気軽」にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。今後も新商品の開発やサービスの一層の充実に向け努力してまいります。

2 貸出金について

平成25年3月末の貸出金残高は前期比4億円増加し582億円となりました。

当金庫は、預金者の皆様に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業者の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

3 貸出金以外の運用について

当金庫は、お客様の預金をご融資による運用の他に、預け金や有価証券等による運用も行っております。

預け金は前期比2億円減少の230億円となりました。また、有価証券の運用は国債や公社債等を中心に債券を購入しており、安全性に配慮した運用に努め、期末残高は前期比20億円増加して335億円となりました。

4 今期の決算について

本業の利益を示す業務純益は、経費削減等経営の効率化に努めた結果、前期比24百万円増加の290百万円となりました。経常利益は、不良債権処理額が増加したこと、前期比9百万円減少の149百万円となりました。当期純利益は、法人税等調整額の減少により22百万円増加の102百万円となりました。

今後も積極的な事業展開と安定的な収益確保により「安心と信頼」のさらなる向上に努めてまいります。

5 文化的・社会的貢献について

1. 地域行事への参加
2. 福祉活動
3. 環境への取り組み
4. 文化活動への参加、協力等
5. イベント開催

これらの活動を通して、地域社会への貢献を果たしております。

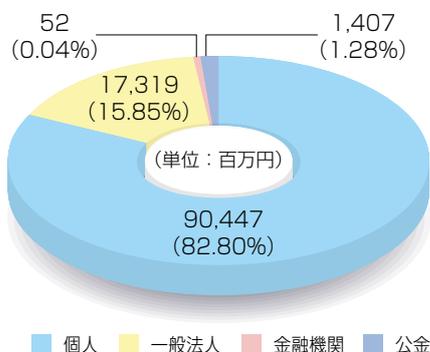
6 取引先への支援等について

平成24年度は、業績低下に苦慮されている20先について、業績、財務内容について一歩踏み込んだ分析を行い、打開のための改善策、経営改善計画書へのアドバイスをを行うなどの経営改善支援を行いました。その結果、19先が債務者区分に変更なく「その他要注意先」に留まりました。今後も経営改善支援を継続的に実施し、取引先の再生・活性化に努めてまいります。

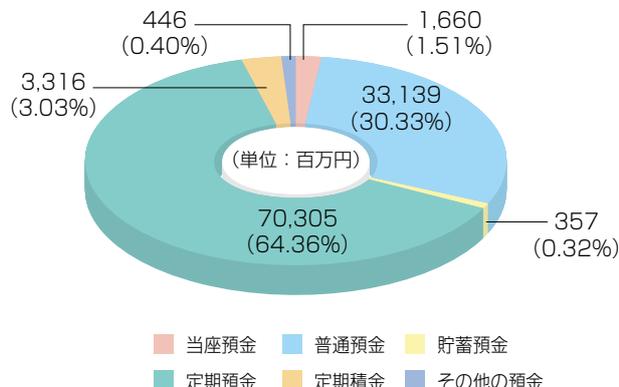
預金に関する事項

預金積金の状況

● 預金者別金額内訳



● 科目別預金残高



預金積金残高 109,226百万円

● 個人預金残高推移

個人預金全体では、830百万円の増加となりました。内訳としまして、定期性預金と流動性預金で見ますと、定期性預金が813百万円減少、流動性預金が1,643百万円増加となりました。

また、個人と事業者で見ますと、個人は511百万円増加、事業者は318百万円増加となり、ともに増加しました。



サマーキャンペーン 2013定期預金



- お取り扱い対象 | 個人のお客さま
- ご預金の種類 | スーパー定期預金1年・3年もの
- お預かり限度額 | 20万円～1,000万円未満
- お取り扱い期間 | 平成25年6月3日～
平成25年8月30日
- 金 利 | 店頭表示金利に上乗せ
1年もの+0.20%
3年もの+0.25%

ゆめこいえびず 定期預金



- お取り扱い対象 | 個人のお客さま
- ご預金の種類 | スーパー定期預金1年もの
- お預かり限度額 | 30万円～1,000万円未満
(ボーナスは10万円から)
- 金 利 | 店頭表示金利+0.02%

※金利情勢により上乗せ幅等が変更となる場合もございますのでご注意ください。
※その他、「おもと定期」「年金予約定期」「ポイント定期」など取り揃えております。詳しくはお近くの窓口までお問い合わせください。

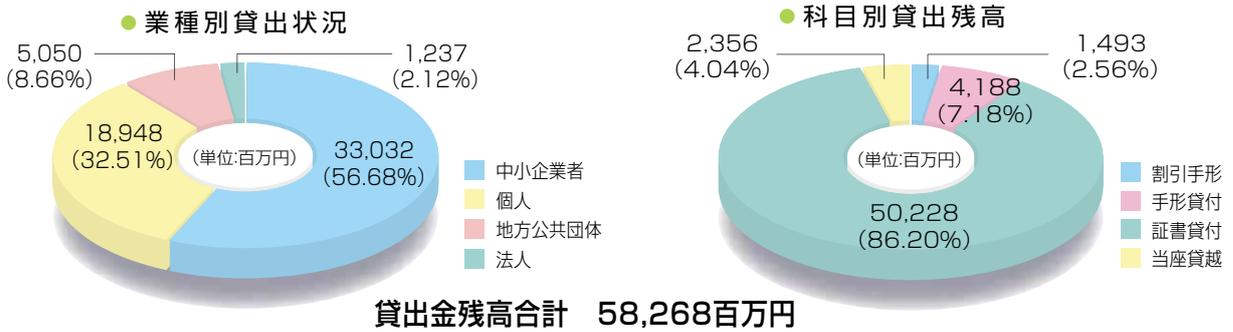
貸出金に関する事項

貸出金の状況

1. 業種別・科目別貸出状況

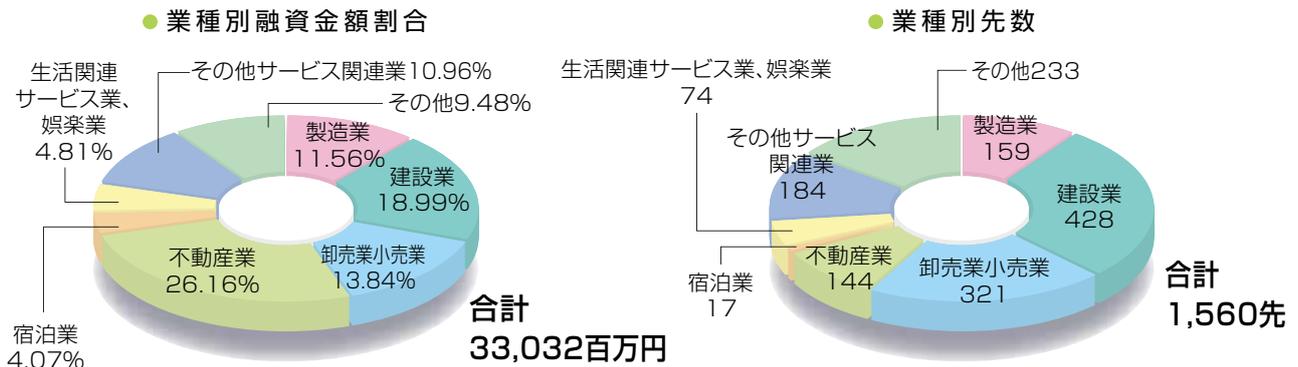
当金庫の主要な取引先は中小企業者であり、貸出金総額の56.68%を占めています。

また、地域金融機関としてのもうひとつの役割である個人向け金融、いわゆる住宅ローンを中心とする個人向け貸出にも力を入れています。



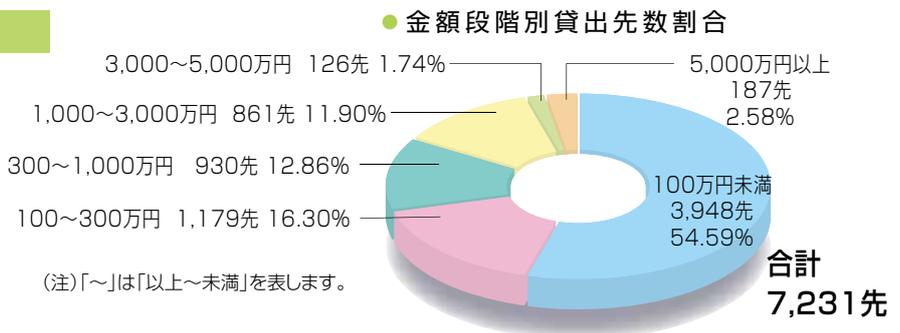
2. 中小企業者向け貸出状況

下記のように、建設業、卸売業小売業、不動産業の取引が多くなっております。



3. 金額段階別貸出状況

貸出先数のうち100万円未満の対象が54.59%占めており、当金庫が中小企業専門金融機関であるとともに、国民大衆のための金融機関であることを示しています。



● 制度資金の取扱状況

制度融資とは、経営合理化および安定強化等を図るため必要な資金の融資を促進するとにより、中小企業の振興、育成、活性化を図ることを目的として創設されたものです。当金庫においては、佐賀県をはじめ市町村制度融資の取扱窓口として、中小企業の資金ニーズにお応えする取り組みを行っており、平成25年3月末において、852件、3,101百万円のご利用をいただいております。

● 主な県の制度融資

| 制度名称 | 対象 | 借入条件等 | | | |
|---------------|--------|-------|---------|---------|-------|
| | | 資金用途 | 貸付限度額 | 貸付期間 | 貸付利率 |
| 中小企業振興貸付 | 中小企業者 | 運転 | 2,000万円 | 5年以内 | 2.40% |
| | | 設備 | 4,000万円 | 10年以内 | |
| 短期運転貸付 | 中小企業者 | 運転 | 500万円 | 1年以内 | 1.80% |
| 小規模事業貸付(一般) | 小規模企業者 | 運転・設備 | 1,600万円 | 運転5年以内 | 2.20% |
| 小規模事業貸付(特別小口) | | 運転・設備 | 1,250万円 | 設備10年以内 | 2.00% |

(注)貸付利率は、平成25年4月1日現在です。また、信用保証料が0.45%~1.35%の範囲内で別途必要となります。

※上記の他、特別対策資金として、創業支援貸付・経営革新支援貸付・経営安定化貸付等様々な制度がございます。

また、一般保証制度では、「普通保証」「無担保保証」「設備投資支援資金アタック保証」「がんばる企業支援資金5000保証」等のお取扱いも行っていきます。

※詳しくはお近くの当庫営業店窓口にてお気軽にご相談ください。

4. 個人向け貸出の状況

当金庫では、さまざまな住宅ローンプランや消費資金向けローンを取り揃えており、住宅資金、教育資金、マイカー購入資金などのご相談・受付から事務処理まで、迅速に対応してまいります。

● 消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円)



■ 消費者ローン ■ 住宅ローン
※消費者ローン残高にはカードローン残高を含みます。

住宅ローン

- ご融資金額 | 最高1億円まで
- 貸付期間 | 最長35年返済
- 資金用途 | 新築・増改築からローンの借換えまで、様々なプランを取り揃えております。

リフォームローン
「楽しいわが家」

- ご融資金額 | 1,000万円まで
- 貸付期間 | 最長15年
- 資金用途 | リフォーム資金および諸費用



フリーローン
(モア・ベスト)

- ご融資金額 | 10万円以上 300万円以内
- 貸付期間 | 6ヶ月以上7年以内
- 資金用途 | 自由(ただし事業性資金は除く)



フリーローン
「アシスト」

- ご融資金額 | 10万円以上 300万円以内
- 貸付期間 | 6ヶ月以上7年以内
- 資金用途 | 自由(事業性資金も含む)



※詳しくはお近くの当金庫営業店窓口にてお気軽にご相談下さい。

平成24年度の事業概況

主要勘定の状況

預金

預金残高は前期比2,291百万円増加し、109,226百万円となりました。定期性預金は公金預金が増加したものの、個人の定期預金が減少したことから前期比339百万円減少しました。一方、要求性払預金は個人預金、法人預金ともに大きく増加し、前期比2,630百万円増となりました。総預金に占める個人預金の割合は82.8%（前期末比▲1.0%）となりました。

預金残高の推移



個人預金残高の推移



貸出金

貸出金残高は前期比463百万円増加し、58,268百万円となりました。個人向けや飲食業、製造業への貸出残高は減少したものの、地方公共団体向け貸出が505百万円増加したほか、不動産業、医療福祉事業への貸出も合計で544百万円増加しております。

貸出金残高の推移



個人向け貸出残高の推移



預け金、有価証券

預け金とは、預金の支払準備、手形交換決済資金、為替決済資金の他、余裕資金運用としての定期性預金などで信金中央金庫やその他の金融機関に預けている預金のことです。平成24年度は前期比212百万円減少し、23,056百万円となりました。

有価証券は収益資産であるとともに、現金・預け金に次ぐ支払準備資産となるもので、その運用に際しては流動性、健全性の確保に努めています。平成24年度は前期比2,079百万円増加し、33,551百万円となりました。

預け金残高の推移



有価証券残高の推移



損益の状況

■ 業務純益

平成24年度の業務粗利益は資金利益の減少により前期比78百万円減少しました。ただ、一般貸倒引当金の戻入が増加したことや経費が減少したことから、業務純益は前期比24百万円増加の290百万円となっております。業務純益とは、一般企業でいう営業利益にあたるもので、金融機関の収益力を示す重要な指標です。

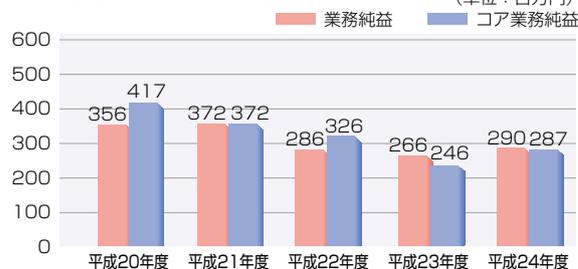
また、平成24年度の当金庫のコア業務純益は、前期比40百万円増加の287百万円となりました。業務純益から一般貸倒引当金繰入前、有価証券売買損益控除後のコア業務純益は、金融機関の本来業務による純粋な収益力を表す指標です。また、コア業務純益は不良債権処理のための原資になるものでもあり、不良債権処理能力を測る点でも注目されております。

(単位：百万円)

| 科 目 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------------------|--------|--------|
| 業 務 純 益 ①=(②-④-⑤) | 266 | 290 |
| 業 務 粗 利 益 ② | 1,852 | 1,774 |
| うち国債等債券関係損益 ③ | △ 14 | △ 41 |
| 一般貸倒引当金繰入額 ④ | △ 34 | △ 44 |
| 経費(臨時的経費を除く) ⑤ | 1,621 | 1,529 |
| コ ア 業 務 純 益 (①-③+④) | 246 | 287 |

■ 業務純益・コア業務純益の推移

(単位：百万円)



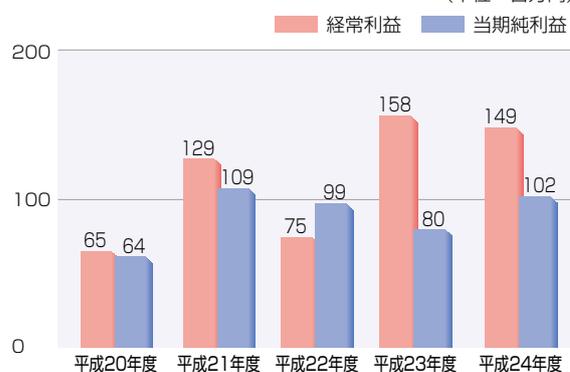
■ 経常利益・当期純利益

経常収益は2,219百万円(前年度比△4百万円、0.21%減少)となり、経常費用は2,070百万円(前年度比+5百万円、0.25%増加)となったことから、経常利益は149百万円(前年度比△9百万円、6.22%減少)となりました。

また、当期純利益は102百万円(前年度比+22百万円、27.45%増加)となりました。

■ 経常利益・当期純利益の推移

(単位：百万円)



トピックス

総合口座通帳と年金受取専用口座(万年青)を24年12月より刷新しました。ユニバーサルデザインを採用し、また環境にやさしいエコ通帳として素材についても見直しました。是非ご利用下さい。



文化的・社会的貢献に関する事項

地域とのふれあいを大切にします

● 地域行事への参加

当金庫は地元の金融機関として「栄の国まつり」をはじめ、「鳥栖山笠」「志賀神社秋季例大祭(早津江)」などの各種地域行事への参加をはじめ、バルーンクラブによるバルーン係留などの活動を行っています。

- 「栄の国まつり」へ参加!
審査員特別賞を受賞しました!!



● 福祉活動

「6月15日信用金庫の日」に因み、献血活動を実施しました。

- 実施日 6月10日
- 当日71名の方がおみえになりました。
皆様の温かいご協力ありがとうございます!



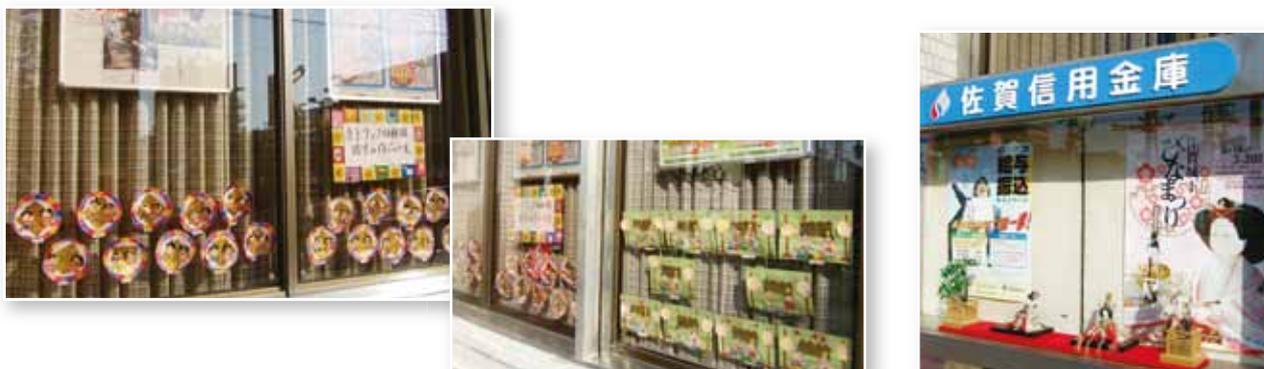
● 環境への取り組み

環境美化運動の一環として、店周の清掃活動や花壇の整備活動などに取り組んでいます。



● 文化活動への参加、協力

観光産業の振興と地元商店街の活性化の一環として開催されています「佐賀城下ひなまつり」イベント事業に協力しております。また、本店にて、幼稚園児が描いたひなまつりの絵画を展示しました。



● イベント開催

さがしんきん秋のファミリー祭

平成24年11月10日、本店近くの656広場において開催しました。

- ・当日は、約400名の方が来場しました。



トピックス

鳥栖支店のリニューアルオープン!

- 店舗の老朽化に伴い、鳥栖支店を新築いたしました。

- ・平成24年11月 5日…プレオープン
- ・平成24年12月10日…グランドオープン



金庫の主要な事業内容

預金業務

預金業務は「受信業務」ともいわれ、お客様が金融機関を信用してはじめて預けて頂けるものです。この預金は、個人の貯蓄資金、一時の手許余裕資金や企業の蓄積資金、余裕資金からなります。

- (イ)預金…当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
- (ロ)譲渡性預金…譲渡可能な預金を取扱っております。

融資業務

融資業務は金融機関が貸出先を信用して行うもので「与信業務」といわれています。信用金庫は多数のお客様から資金を預かる一方、それをいろいろな企業や個人に融資することによって収益を上げています。

- (イ)貸付…手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (ロ)手形の割引…商業手形等の割引を取扱っております。

内国為替業務

送金為替、口座振込及び代金取立等を取扱っております。
為替とは、お互いに離れた土地に住む個人あるいは企業などに、現金を直接送ることをせずに、これを決済する仕組みをいいます。この決済に当たって、金融機関が両者のなかに入って資金の受け渡しを行う業務を為替業務といいます。国内の為替を内国為替、海外の為替を外国為替といいます。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

附帯業務

お客様の多様化するニーズに対応してさまざまな業務、サービスを取扱っています。

- 信金中央金庫、各種機構等の代理貸付業務
- 保護預かり、貸金庫業務
- 債務の保証
- 有価証券の貸付
- 日本銀行歳入代理店業務
- 公共債の引受及び国債等窓口販売業務
- 地方公共団体の公金取扱業務
- 株式払込金の受入取扱業務
- 投資信託の窓口販売業務
- サッカーくじの取扱業務
- 損害保険窓口販売業務
- 生命保険窓口販売業務
- 電子債権記録業に係る業務

預金業務

| 種類 | 期間 | 特色 | |
|------------------------------------|-------------------------------------|---|--|
| 普通預金 | 出し入れ自由 | しんきんカードで全国の信用金庫・銀行・郵便局で引き出し可能。自動振込自動振替のサービスが付いており便利です。 | |
| 総合口座 | 普通預金 出し入れ自由 定期性預金 各預入期間に対応 | 普通預金に定期預金・定期積金をセットにした「貯める」「借りる」「支払う」の3つの機能を備えた便利な口座です。いざというとき定期性預金の90%以内最高300万円まで自動融資可。 | |
| 当座預金 | 出し入れ自由 | 出し入れの多い会社や商店の支払に手形や小切手の利用が便利です。 | |
| 通知預金 | 7日以上 | まとまった資金の短期運用。お引き出しはご連絡の2日後。 | |
| 納税準備預金 | ご入金自由 お引き出し納税時 | 納税資金を計画的に準備。 | |
| 貯蓄預金 | 出し入れ自由 | 残高が増加する毎に金利が有利になる自由金利型の商品です。順スウィングを利用されると一層便利です。 | |
| 定期積金 | 1～5年 | 楽しみながら毎月一定額を積立てて下さい。 | |
| | ボーナス併用型 | 2,3年 | 財産づくりのスピードアップに最適です。 |
| 積立定期預金 | 2年 3ヶ月据置 | 目標により毎月ムリなくためて下さい。 | |
| 財形貯蓄 一般財形貯蓄 財形年金貯蓄 財形住宅貯蓄 | 3年以上 5年以上 5年以上 | 財産づくりのため給料、ボーナスからの天引きによる積立。財形年金、財形住宅にはマル財の利用により両方の元本を合計した額の550万円まで非課税。 | |
| 定期預金 | 大口定期 | 1ヶ月～5年 | まとまった資金の運用に最適です。 |
| | スーパー定期M型 | 1ヶ月～5年 | 目的に合わせて期間が選べます。 3年、4年、5年ものは半年複利で特に有利です。 |
| | スーパー定期S型 | 1ヶ月～5年 | |
| | 期日指定定期預金 | 1年～3年 | お預入れ後1年を経過すると、1ヶ月前のご連絡でお引き出しが自由にできます。 |
| | 変動金利定期預金 | 1年～3年 | 6ヶ月毎に適用金利が変更になります。 |

預金保険制度により全額保護の対象となる決済用預金(無利息の普通預金)のお取扱いも行っています。

※詳しくは、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

商品利用にあたっての留意事項

- ご預金の種類により金利が異なります。金利は窓口に表示しておりますのでご確認ください。
- 新規に口座を開設する場合、新たに貸金庫を利用される場合、200万円を超える大口現金取引を行う場合など、ご本人を確認させていただくこととなりますので、運転免許証、健康保険証、印鑑登録証明書など公的証明書等の提示が必要となります。

融資業務

個人の方へ

ローンの種類

| ローンの名称 | | 資金用途 | ご融資期間 | ご融資限度額 |
|--------------------|----------------|--|-------|----------|
| しんきん個人ローン | | 豊かな暮らしづくりにご利用下さい。 | 8年 | 500万円 |
| かんたんフリーローン | | | 7年 | 300万円 |
| フリーローン「モアベスト」 | | | 7年 | 300万円 |
| フリーローン「アシスト」 | | | 7年 | 300万円 |
| 教育ローン「春一番」 | | 入学金・授業料等教育関連にご利用下さい。 | 10年 | 500万円 |
| カーライフプラン(固定金利型) | | お車、オートバイの購入、車検等にご利用下さい。再利用のお客様には「保証料優遇サービス」付の<リピートプラン>がおすすめです。マイカーローンには優遇金利の設定があります。 | 8年 | 500万円 |
| しんきんマイカーローン(変動金利型) | | | 8年 | 500万円 |
| カードローン | ミニ | カード一枚で限度額範囲内であれば、必要な金額を必要なときに、ATMからご利用になれます。但し、教育カードローンは教育資金に限ります。 | 3年 | 50万円 |
| | ワイド | | 2年 | 100万円 |
| 教育カードローン「春一番」 | | | 4年9ヵ月 | 300万円 |
| カードローン「きゃっする 300」 | | | 2年 | 300万円 |
| 住宅ローン | 一般社団法人しんきん保証基金 | 住宅新築、マンション購入等にご利用いただけます。固定金利・変動金利型がございます。保証付の場合は、保証会社の承諾が必要です。また、保証料の負担がかかります。 | 35年 | 8,000 |
| | 全国保証(株) | | | 6,000 |
| | 九州総合信用(株) | | | 10,000 |
| | 保証会社なし | | | |
| リフォームローン「楽しいわが家」 | | 住宅の増改築等にご利用下さい。 | 15年 | 1,000万円 |
| しんきんアパートローン | | 賃貸用共同住宅の新築、購入、増改築、借換にご利用下さい。 | 35年 | 20,000万円 |

※詳しくはお近くの窓口まで、お気軽にご相談下さい。

※ご融資期間はすべて最長の場合です。

消費者ローンご利用にあたっての留意事項

各種ローンには保証人や担保が不要でも、保証会社の保証を必要とする場合は一定の基準を満たす必要があるため、この基準に合致しない場合は、申し込みをお断りするケースもあります。また、保証会社の保証付の場合は保証料が別途必要になります。

このほかにも金額によっては保証人を必要とするケースや質権設定の手続き、不動産の担保差入れ等が必要になるケースもありますので、ご利用にあたっては当金庫へお問い合わせ下さいますようお願い致します。

代理業務

個人の住宅取得資金のご融資については住宅金融支援機構の長期固定住宅ローン「フラット35」(機構買取型)のお取り扱いや(株)日本政策金融公庫(国民生活金融)の教育ローンのお取り扱いも行っております。

■ 中小企業・個人事業主の方へ

| 種 類 | 内 容 |
|---------|--|
| 割 引 手 形 | 一般商業手形の割引をいたします。 |
| 手 形 貸 付 | 仕入・つなぎ資金などの短期資金をご融資いたします。 |
| 証 書 貸 付 | 比較的長期の資金をご融資いたします。 |
| 当 座 貸 越 | 極度額の範囲内で自由にご利用できます。 |
| 代 理 業 務 | 信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)(中小企業事業)などのお取扱いをしております。 |
| 制 度 融 資 | 佐賀県や市町村の有利な制度融資を資金使途にあわせて積極的にお取扱いしております。原則として信用保証協会の保証が必要です。 |

| ローンの名称 | ご融資対象者 | 資金使途 | ご融資形態 | ご融資期間 | ご融資金額 | 保証人 | 担 保 |
|--------------------|----------------|---------------|-------|------------|---------------|---------------|------------------|
| 事 業 者 カードローン | 法 人 個人事業者 | 事業資金 | 当座貸越 | 2年 以内 | 100万円~2,000万円 | 県信用保証 協会必要 | 必要に応じて 担保提供あり |
| し ん き ん サポートローン | 商工会議所 の法人会員 | 運転資金、 設備資金 | 証書貸付 | 最長3年 以内 | 50万円~500万円 | 代表者 | 不要 |

■ その他の業務

- 為 替 業 務 | 国内の送金、振込、代金取立。外国送金等の信金中金への取次
- 両 替 業 務 | 本店営業部での外国通貨、トラベラーズチェックの両替
- 証 券 業 務 | 国債及び証券投資信託の窓口販売
- 保険窓口販売業務 | 火災保険、積立傷害保険や個人年金保険、医療保険の取扱いをしています。
- 給 料 振 込 | 安全、確実に受け取り
- 自 動 振 込 | 年金、退職金、配当金、保険金、児童手当等
- 公共料金自動支払 | 電気、水道、ガス、NHK、電話料金の自動引落
- その他の自動支払 | 保険料、クレジット、ローン、家賃、税金、校納金等
- 収 納 | 国税(所得税、法人税等)、歳入金(社会保険料)、地方税、(市県民税、固定資産税、自動車税)
- サ ッ カ ー く じ | 本店営業部、鳥栖支店にて当せん金払戻業務を行っています。
- 西日本建設業保証株式会社業務の取扱い

証券業務

- 国債・個人向け国債(変動金利型10年、固定金利型5年、固定金利型3年)の取扱い
- 投資信託の取扱い 取扱いファンドは以下の7種類です。

1 ダイワ資産分散インカムオープン

2 グローバル・ソブリン・オープン

3 ニッセイ日本勝ち組ファンド

4 DIAM高格付インカム・オープン

5 しんきん世界高配当利回り株ファンド

6 しんきんグローバル6資産ファンド

7 しんきんインデックスファンド225

! ご購入に際して投資信託説明書(交付目論見書) 契約締結前交付書面(目論見書補完書面を含む) をあらかじめお渡ししますので必ず詳細をご確認の上、ご自身の判断によりご購入をお願いします。



損害保険窓口販売業務

しんきんだから安心のダブルサポート!!

いつも、いつでも、どんなときも。
暮らしを支えるグッドサポート

**しんきん
グッドサポート**

(8大疾病補償付債務返済支援保険)



マイホームの夢と安心。
いっしょにサポート

**しんきん
グッドすまいる**

(金融機関融資住宅等火災保険特約付帯住宅火災保険)



生命保険窓口販売業務

ゆとりある
セカンドライフ



将来のために…
家族のために…

個人年金保険



無理なくはじめましょう! いまから少しずつ将来のために。

相続対策

資産運用
資産分散

個人年金保険提携保険会社

フコクしんらい生命・住友生命・日本生命・明治安田生命



個人年金保険の
お取引にあたって

●保険商品は、預金保険制度の対象ではありません。
●保険商品は、預金と異なり元本の保証はありません。

●お客様の年齢・職業によっては、お取扱いができない場合があります。
●ご契約の際には「ご契約のしおり-約款」[特に重要なお知らせ]を必ずご確認ください。

その他の保険商品

お申込みの際は、「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずお読み下さい。
「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は大切に保管して下さい。

なお、Daysと新EVERは、当金庫との事業性のローンがある場合は、ご契約が制限されるケースやご契約できないケースがあります。詳しくは、営業窓口でお問い合わせ下さい。



Days
(がん保険)



新EVER
(医療保険)



夢みるこどもの学資保険
(個人年金保険・学資保険)



シニアクラブ
(団体傷害保険)



ご契約の前に「パンフレット」、「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

アンケート調査結果について

佐賀信用金庫では、お客様に満足してお取引頂けるよう平成25年3月から4月にかけて「お客様の声をお聞かせください」と題するお客様アンケートを実施いたしました。

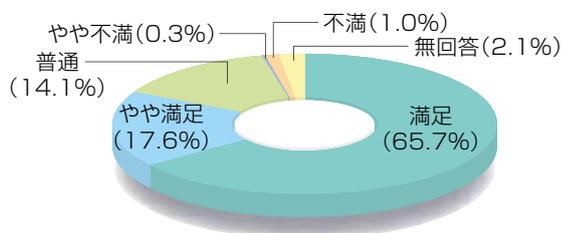
お忙しい中、多くの皆様からご協力をいただき貴重なご意見やご要望を賜りありがとうございました。

今回のアンケート結果をもとに、お客様にご満足いただけるようより一層の改善を続けてまいります。

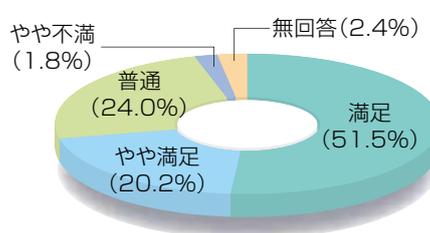
今後とも末永く当金庫をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

| | |
|---------|---------------------|
| ■ 調査期間 | 平成25年3月18日～4月12日 |
| ■ 調査方法 | 営業店窓口および得意先係による訪問回収 |
| ■ 有効回答数 | 998枚(調査枚数1,000枚) |

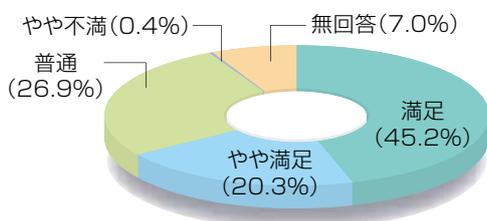
1 言葉使い、挨拶はきちんとできていますか



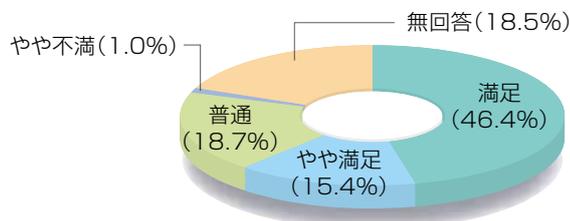
2 来店待ち時間について



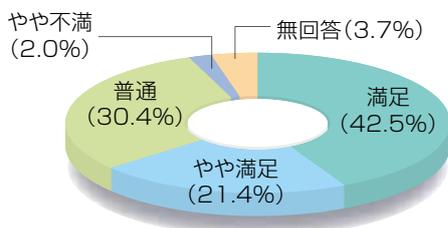
3 ご訪問させていただいた際の時間や約束事を守っていますか



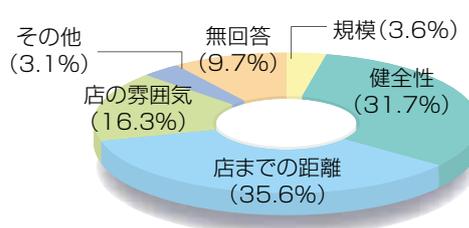
4 ご相談、ご質問等について誠意をもって対応していますか



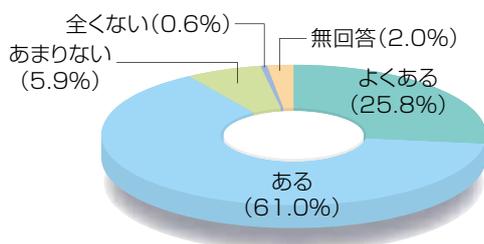
5 当金庫の店舗、ロビーのレイアウト、雰囲気はhowですか



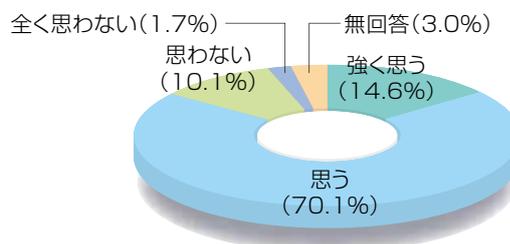
6 金融機関と取引する場合どんなことを重視されますか



7 佐賀信用金庫はお客様との関係を大事にしていますが、その様な姿勢を感じたことはありますか



8 佐賀信用金庫との取引を他の方に勧めたいと思いますか



総代会

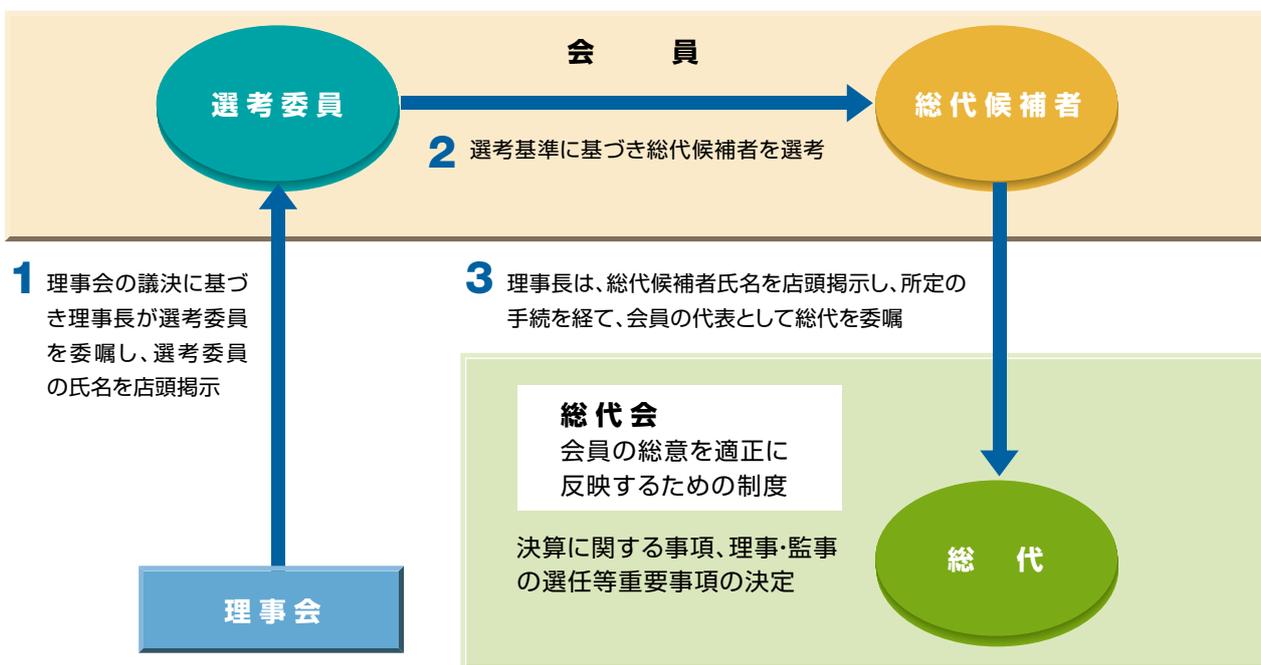
1 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

〈総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。〉



2 総代の氏名

(敬称略)

| 選任区域 | 人数 | 氏名 |
|--------|-----|--|
| 本店区 | 10名 | 牟田一男 吉野恭祐 溝上泰弘 吉川笹浦 音成日佐男 小池正 中野恵文 西村純一 堤貞喜 大塚浩司 |
| 早津江区 | 6名 | 梅崎弘之 川崎勝博 松藤昭彦 荒島俊治 内田宮二喜 野田浩司 |
| 神野区 | 5名 | 藤崎文也 早田俊治 御厨和博 古川佐千夫 北島修 |
| 西区 | 10名 | 松尾英光 内田洋男 野田征行 田中重利 谷口茂 副島太郎 野口浩二 原田泰行 栗山敏昭 野田良一 |
| 尼寺区 | 10名 | 中島正則 古賀勝也 香月利政 牧瀬勝将 山口政紀 渡辺昭典 黒田雅人 池田博司 本村一 石丸隆史 |
| 大崎区 | 6名 | 大石孝二 内田貞良 深町健次郎 秀島敏明 本田秋夫 田島広一 |
| 高木瀬区 | 5名 | 樹協製作所 古賀直人 大塚幸男 黒岩俊幸 藤原英樹 |
| 鳥栖区 | 6名 | 篠原祐享 吉本雅澄 毛利定俊 兼行研一 井寺計一 天本良光 |
| 天祐区 | 4名 | 小柳實 本村敏光 江副芳樹 手塚博明 |
| 神埼区 | 6名 | 増田博明 毛利久幸 船津光弘 野口光弘 吉岡俊裕 中島敏 |
| 北川副区 | 4名 | 武藤軍司 原田勝昌 中原正博 原口敏明 |
| 佐賀医大前区 | 5名 | 川崎武文 徳永康次 一ノ瀬新次 市丸均 江口道明 |
| 古湯温泉区 | 2名 | 鳥谷信明 山口雅久 |
| 開成区 | 3名 | 大坪利孝 副島康弘 千布清孝 |

3 総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
なお、平成25年5月31日現在の総代数は82人で、会員数は10,757人です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
そこで総代の選考は、(注)総代候補者選考基準に基づき、下図のように3つの手続を経て選任されます。

(注) 総代候補者選考基準

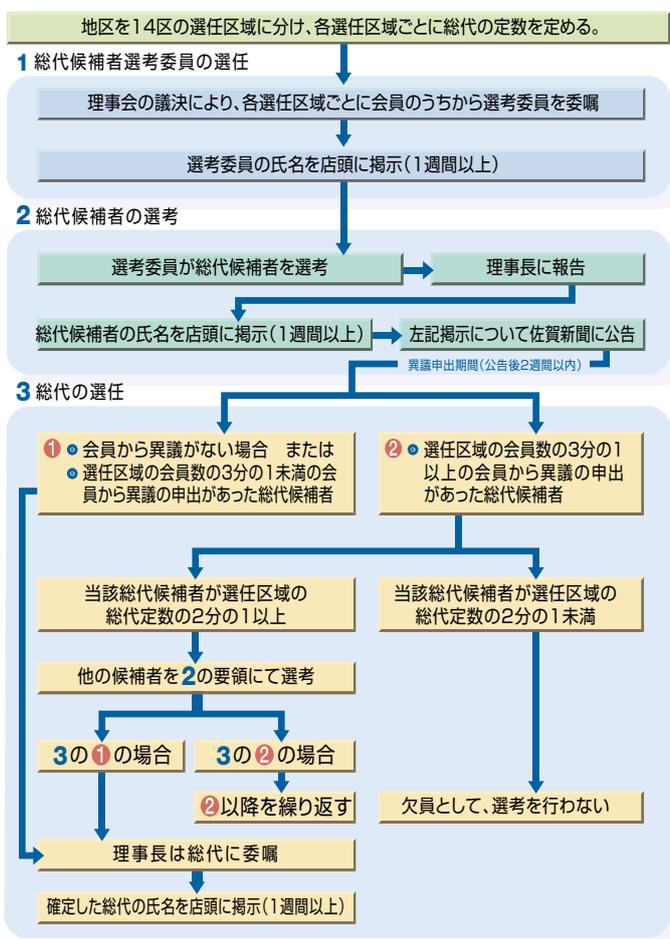
① 資格要件

- 1 | 当金庫の会員であること

② 適格要件

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 総代として相応しい見識を有している人物であること。 2 良識をもって正しい判断ができる人物であること。 3 地域における信望が厚く、総代として相応しい人物であること。 4 行動力があり、積極的な意見ができる人物であること。 | <ol style="list-style-type: none"> 5 人格、見識に優れ、当金庫の発展に寄与できる人物であること。 6 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人物であること。 7 総代就任時において80歳未満であること。 |
|--|---|

■ 総代選任までのフロー図



4 第64期通常総代会の決議事項

平成25年6月19日の第64期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

1. 報告事項

第64期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容並びに会計監査人および監事会の計算書類監査結果報告の件

2. 議案

- 第1号議案 ● 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 ● 会員除名の件
- 第3号議案 ● 定款一部変更の件



お取扱い手数料一覧表

手数料は消費税込みの金額です。(単位:円)
平成25年7月1日現在

内国為替関係諸手数料

*印は会員の方優遇

| 種類 | 種別 | | 会員の方 | 一般の方 |
|---|--|------------------------|------------------------|----------------------|
| 送金手数料 | 他行宛 | 普通扱 | 1件につき (送金小切手) | * 420 630 |
| 窓口受付 振込手数料 (含む定額自動送金) | 他行宛 | 電信扱 | 1件当たり3万円未満 // 3万円以上 | 630 630 * 630 840 |
| | | 文書扱 (付帯物件付) | 1件当たり3万円未満 // 3万円以上 | 525 525 * 525 735 |
| | 当金庫 (本支店間、同一店内) | 1件当たり3万円未満 // 3万円以上 | 315 315 * 315 525 | |
| | 県内信用金庫宛 (伊万里、唐津、九州むせん) | 1件当たり3万円未満 // 3万円以上 | 105 105 | |
| | 家賃定額 (駐車場) 自動送金 (本支店間、同一店内) | 1件当たり金額に関係なく | 105 105 | |
| A T M 自動振込 手数料 <small>※現金による振込については、すべて非会員として取扱います</small> | 他行宛 | 1件当たり3万円未満 // 3万円以上 | 525 525 * 525 735 | |
| | 当金庫 (本支店間) | 1件当たり3万円未満 // 3万円以上 | 210 210 * 210 420 | |
| | 当金庫 (同一店内) | 1件当たり3万円未満 // 3万円以上 | 105 105 * 105 210 | |
| インターネット バンキング 振込手数料 | 他行宛 | 1件当たり3万円未満 // 3万円以上 | 420 420 * 420 630 | |
| | 本支店 | 1件当たり3万円未満 // 3万円以上 | 105 105 * 105 315 | |
| | 同一店内 | 1件につき | 無料 無料 | |
| ホーム・バンキング 手数料 しんきん ファクシミリ 振込サービス 手数料 | 他行宛 | 1件当たり3万円未満 // 3万円以上 | 420 420 * 420 630 | |
| | 本支店 | 1件につき3万円未満 // 3万円以上 | 105 105 * 105 315 | |
| 代金取立 手数料 | 同一店内 | 1件につき | 52 52 | |
| | 同地手形 (佐賀県内) | 手形1通につき | 420 420 | |
| | 同地以外 (佐賀県外) | 手形1通につき | 840 840 | |
| | うち窓口入金 同地 | 手形1通につき | 無料 無料 | |
| | での当日入金 同地以外 | 手形1通につき | 630 630 | |
| | 個別取立手形 | 手形1通につき | 1,050 1,050 | |
| その他の手数料 (1通につき) | 送金・振込組戻料、取立手形組戻料、 取立手形店頭呈示料、不渡手形返却料 | | 1,050 1,050 | |

*会員の方=当金庫に出資をされている方です。

しんきん電子記録債権サービス利用手数料

| 種類 | ご利用区分 (取引種類) | 手数料 |
|--------------|---------------------------------|----------------------|
| サービス 基本料金 | 債権者のみ (でんさいのお受取やでんさいを譲渡される方) | * 無料 |
| | 債務者兼債権者 (でんさいを発行される方) | * 3,150 |
| 記録請求 等手数料 | 発生記録請求 | * 無料 |
| | 譲渡記録請求 | * 無料 |
| | 分割譲渡記録請求 | * 無料 |
| | 保証記録請求 | * 無料 |
| | 変更記録(オンライン) | * 無料 |
| | 支払等記録 | * 無料 |
| | 譲渡記録請求(でんさい割引) | 315 |
| その他 手数料 | 通常開示(オンライン) | 無料 |
| | でんさい開示請求 | 2,625 |
| | 特例開示(書面) | 2,625 |
| | 残高開示(書面) | 3,675 |
| | でんさい その他 | 変更記録(書面) 支払不能情報照会 |

※上記手数料金額のうち、手数料金額の前に★印のある手数料につきましては、平成26年3月末までのキャンペーン手数料です。

※譲渡記録請求(でんさい割引)の手数料は、でんさい1件あたりの金額となります。

現金自動機(出金、振込出金)ご利用手数料

| 曜日 | 取扱時間 | 当金庫(他金庫) のお客様 | 他行のお客様 |
|------|---------------|------------------|--------|
| 平日 | 8:00 ~ 8:45 | 105 | 210 |
| | 8:45 ~ 18:00 | 無料 | 105 |
| | 18:00 ~ 21:00 | 105 | 210 |
| 土曜日 | 9:00 ~ 17:00 | 105 | 210 |
| | 17:00 ~ 19:00 | 105 | - |
| 日・祝日 | 9:00 ~ 17:00 | 105 | 210 |
| | 17:00 ~ 19:00 | 105 | - |

※取扱時間は店舗によって多少異なります。 ※ご入金の場合は、無料となっています。
※ゼロネットサービス 全国の信用金庫の自動機での(入金、出金)取引が平日8時45分から18時まで無料となっています。

融資関係諸手数料

| 種類 | 摘要 | 手数料 |
|--|--------------|--------|
| 手貸新規実行手数料 | 1件につき(印紙税別途) | 1,050 |
| 証貸新規実行手数料 (消費者ローンを除く) | // (//) | 1,050 |
| 保証協会新規実行手数料 | // (//) | 1,050 |
| 債務保証実行手数料 (公共工事保証) | // (//) | 2,100 |
| ローンカード再発行手数料 | // | 1,050 |
| 融資証明書発行手数料 | 1通につき | 10,500 |
| 利息証明書発行手数料 | 1枚につき | 210 |
| 確定日付手数料(消費税不要) | 1件につき | 700 |
| 不動産担保調査料 (県外はプラス実費、但し大川市を除く) | 1件につき | 31,500 |
| ◆新規・極度額増額・譲受 ◆追加担保・極度額減額・順位 変更・一部抹消・担保差替 (但し不動産業者の宅地分譲の一部抹消は除外する) | | |
| 信用調査料(割引手形の調査料) | | |
| 融資条件変更手数料 | // (印紙税別途) | 下記の通り |

融資条件変更手数料

| 種類 | 一般貸出 | 住宅ローン |
|---------------------|--|-------|
| 一部繰上返済 | | 5,250 |
| 全額繰上完済 | 他行肩代わりのみ (協会付を含む) | 5,250 |
| | 但し、次の項目は手数料を免除します。 ①当金庫よりお願いした融資条件 ②残存期間1年以内 | |
| 期間短縮 | | 5,250 |
| 償還金変更 | | 5,250 |
| 金利変更 (引下げのみ) | | 5,250 |
| 期間延長 (預担、協会付を除く) | 5,250 | 5,250 |

預金関係及びその他諸手数料

| 種類 | 摘要 | 手数料 |
|----------------------|----------------|-----------------|
| 小切手帳代 | 1冊につき | 630 |
| 統一手形用紙代 | // | 840 |
| 為替手形用紙代 | // | 420 |
| マル専手形用紙代 | 1枚につき | 525 |
| マル専口座開設手数料 | 1口座につき | 3,150 |
| 通帳・証書再発行手数料 | 1件につき | 525 |
| CDカード再発行手数料 | // | 1,050 |
| ICキャッシュカード発行手数料 | 1枚につき | 1,050 |
| 生体認証付ICキャッシュカード発行手数料 | // | 3,150 |
| 残高証明書発行手数料(預貸金とも) | 1枚につき | 315 |
| 保証小切手発行手数料 | // | 525 |
| 異議申立提供金手数料 | 1件につき | 1,050 |
| コピー手数料 | 1枚につき | 105 |
| 取引履歴検索手数料 | 1口座につき | 210 |
| 夜間金庫手数料 | 1個につき(年間) | (25,200) 63,000 |
| 貸金庫使用手数料 | 簡易貸金庫(年間) | 6,300 |
| | 自動型貸金庫(小型)(年間) | 10,500 |
| | // (大型)(年間) | 15,750 |
| インターネットバンキング基本手数料 | 個人向け(月額) | 105 |
| | 事業者向け(契約時) | 3,150 |
| | // (月額) | 1,050 |

両替手数料

| 両替枚数 | 手数料 | 両替枚数 | 手数料 |
|----------|-----|------------|-------|
| 100枚まで | 無料 | 601~700枚 | 630 |
| 101~200枚 | 105 | 701~800枚 | 735 |
| 201~300枚 | 210 | 801~900枚 | 840 |
| 301~400枚 | 315 | 901~1,000枚 | 945 |
| 401~500枚 | 420 | 1,001枚以上 | 1,050 |
| 501~600枚 | 525 | | |

※お取扱枚数は、ご再替前、ご再替後のいずれか多い枚数といたします。



松原川河童像

「江戸時代の頃、河童が悪さし、松原川で子供がよく溺れていた。それに怒った鍋島藩主鍋島直茂が河童を捕まえて斬首しようとした。河童は斬首刑の直前に殿様に懇願し「これからは子供達を護りますからどうか元の人形に戻してください。」と頼み、以来子供達を水難より護り続けている」という伝説があります。

財務資料

- ◆ 貸借対照表 …………… 29
- ◆ 損益計算書 …………… 32
- ◆ 剰余金処分計算書 …… 32
- ◆ 最近5年間の主要な
経営指標の推移………… 33
- ◆ 経営指標 …………… 34
- ◆ 預金に関する指標 …… 36
- ◆ 貸出金等に関する指標… 37
- ◆ 有価証券に関する指標… 40
- ◆ その他の指標等 …… 42

自己資本の充実の状況

- ◆ 定量的な開示事項 …… 43
- ◆ 定性的な開示事項 …… 49

ネットワーク

- ◆ 店舗ネットワーク …… 51
- ◆ 信金中金 …………… 53

財務資料

貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 24/3 | 25/3 | 科 目 | 24/3 | 25/3 |
|---------------------|---------|---------|-------------------------|---------|---------|
| | 金 額 | 金 額 | | 金 額 | 金 額 |
| (資 産 の 部) | | | (負 債 の 部) | | |
| 現 金 | 2,488 | 2,153 | 預 金 積 金 | 106,935 | 109,226 |
| 預 け 金 | 23,268 | 23,056 | 当 座 預 金 | 1,518 | 1,660 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 2,900 | 2,700 | 普 通 預 金 | 30,654 | 33,139 |
| 金 銭 の 信 託 | 400 | 400 | 貯 蓄 預 金 | 374 | 357 |
| 有 価 証 券 | 31,471 | 33,551 | 通 知 預 金 | 49 | 44 |
| 国 債 | 16,460 | 18,917 | 定 期 預 金 | 70,623 | 70,305 |
| 地 方 債 | 410 | 319 | 定 期 積 金 | 3,338 | 3,316 |
| 社 債 | 11,281 | 12,095 | そ の 他 の 預 金 | 375 | 402 |
| 株 式 | 130 | 132 | 借 用 金 | 4,144 | 3,435 |
| そ の 他 の 証 券 | 3,188 | 2,086 | 借 入 金 | 444 | 435 |
| 貸 出 金 | 57,804 | 58,268 | 当 座 借 越 | 3,700 | 3,000 |
| 割 引 手 形 | 1,764 | 1,493 | そ の 他 負 債 | 305 | 306 |
| 手 形 貸 付 | 4,448 | 4,188 | 未 決 済 為 替 借 | 27 | 35 |
| 証 書 貸 付 | 49,092 | 50,228 | 未 払 費 用 | 99 | 82 |
| 当 座 貸 越 | 2,498 | 2,356 | 給 付 補 填 備 金 | 2 | 1 |
| そ の 他 資 産 | 625 | 642 | 未 払 法 人 税 等 | 1 | 35 |
| 未 決 済 為 替 貸 | 10 | 15 | 前 受 収 益 | 36 | 42 |
| 信 金 中 金 出 資 金 | 366 | 366 | 払 戻 未 済 金 | 3 | 1 |
| 前 払 費 用 | 0 | 0 | 職 員 預 り 金 | 64 | 65 |
| 未 収 収 益 | 197 | 179 | リ ー ス 債 務 | 38 | 13 |
| そ の 他 の 資 産 | 50 | 82 | 資 産 除 去 債 務 | 7 | 9 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,240 | 1,390 | そ の 他 の 負 債 | 24 | 17 |
| 建 物 | 145 | 274 | 賞 与 引 当 金 | 95 | 90 |
| 土 地 | 1,003 | 1,003 | 退 職 給 付 引 当 金 | 223 | 200 |
| リ ー ス 資 産 | 27 | 8 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 65 | 46 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 64 | 104 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 5 | 7 |
| 無 形 固 定 資 産 | 14 | 12 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 17 | 20 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 1 | 0 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 131 | 131 |
| リ ー ス 資 産 | 5 | 3 | 債 務 保 証 | 942 | 814 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 8 | 8 | 負 債 の 部 合 計 | 112,866 | 114,280 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 173 | 73 | (純 資 産 の 部) | | |
| 債 務 保 証 見 返 | 942 | 814 | 出 資 金 | 190 | 195 |
| 貸 倒 引 当 金 | △650 | △645 | 普 通 出 資 金 | 190 | 195 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△544) | (△585) | 利 益 剰 余 金 | 6,933 | 7,029 |
| | | | 利 益 準 備 金 | 183 | 190 |
| | | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 6,750 | 6,838 |
| | | | 特 別 積 立 金 | 6,570 | 6,651 |
| | | | 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 179 | 187 |
| | | | 処 分 未 済 持 分 | △1 | △1 |
| | | | 会 員 勘 定 合 計 | 7,122 | 7,223 |
| | | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 426 | 649 |
| | | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 263 | 263 |
| | | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 690 | 913 |
| | | | 純 資 産 の 部 合 計 | 7,813 | 8,137 |
| 資 産 の 部 合 計 | 120,679 | 122,417 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 120,679 | 122,417 |

● 貸借対照表の注記

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 12年～39年
その他 3年～20年
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当金庫は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ2百万円増加しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価値については、零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当基準(則り、次のとおり)計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は605百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
過去勤務債務 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により増益処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生期翌事業年度から増益処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)より設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)
年金資産の額 1,386,363百万円
年金財政計算上の給付債務の額 1,645,902百万円
差引額 △259,538百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成24年3月分) 0.1261%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高240,975百万円及び繰越不足金18,562百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金24百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,490百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 153百万円
- 貸倒引当資産に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は275百万円、延滞債権額は2,865百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号の「いからホまで」に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はございません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないもの

- であります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,166百万円です。
なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - ローンパーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、103百万円です。
 - 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,493百万円です。
 - 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
有価証券 107百万円
預け金 3,500百万円
担保資産に対応する債務
預金 43百万円
借入金 3,435百万円
上記のほか、為替決済の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金0百万円が含まれております。
 - 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰越税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における評価額と当該土地に係る事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 442百万円
 - 出資1口当たりの純資産額20,955円32銭
 - 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、営業店が立地する地域経済の健全な発展と安定に貢献する中小企業、その地域に就業、生活の場を持つ個人、地方公共団体等、地域に関わる取引先に対し、事業資金や消費資金などの金融サービス事業を行っております。
余資資金として国債、社債、株式や投資信託などの有価証券や金融機関への預金(預け金)にて運用しており、これらの事業を行うために地域の取引先から預金をお預かりしております。
運用の基本は、信用金庫としての社会性、公共性を踏まえ安全性、確実性ならびに流動性を確保にウェイトをおいた効率的運用を行うとともに、与信集中を回避するよう心がけております。

- 金融商品に対する取組方針
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内の地方公共団体、法人、中小企業及び個人に対する貸出金であり、顧客等の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、当事業年度の決算日現在における業種別貸出金の主な状況は、不動産業が15%、建設業が10%となっております。
有価証券は主に債券、株式、投資信託であり、その全てをその他有価証券にて運用しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
預け金は上部団体である信金中央金庫への預け入れが大半を占めており、信金中央金の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主として顧客等からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫では、資産の健全性を維持向上させるために、業務運営規程、貸出金業議規程、信用リスク管理要領などに基づいた厳正な審査体制をとっております。一定金額以上の大口融資については、融資審査会により総合的な審査を実施しております。また、内部研修の実施や外部研修への派遣を行うなど審査能力の向上に努めております。管理面においては融資管理部による営業店指導を行うなど、不良債権の発生防止に努めております。自己査定については、営業店及び関連部署が自己査定を行った結果について、当該部署から独立した法務部が監査を行う体制をとっております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに与信管理の状況については、審査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において格付けにもとづいた自己資本に対するリスク管理を定期的に行っております。
- 市場リスクの管理
(I)金利リスクの管理
当金庫は、市場リスク管理規則及び要領において、リスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、これをもとに常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等協議を行っております。日常的には総務部においてシミュレーションを行いながら経営計画をたて、実績を月次ベースで管理することで収益のプレを小さくしております。また、BPV(ベースポイントバリュー)法及びVaR(バリューアットリスク)によりリスクの計測・分析を行い月次ベースで常勤役員に報告しております。
- 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針・監督の下、資金運用規則、有価証券運用規程に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は総務部を通じ、常勤理事会において定期的に報告されております。

- 市場リスクに係る定量的情報
(IV)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、買入金債権、有価証券、貸出金、預金積金、借入金であります。
当金庫ではこれらの金融資産及び金融負債のうち、有価証券についての市場リスクをVaRによる月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは共分散分散法(保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、平成25年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の有価証券における市場リスク量は347百万円です。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないような市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつて場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-------------|----------|---------|-----|
| (1) 預け金 | 23,056 | 23,109 | 53 |
| (2) 買入金銭債権 | 2,700 | 2,701 | 1 |
| (3) 有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | - | - | - |
| 満期保有目的の債券 | - | - | - |
| その他有価証券 | 33,465 | 33,465 | - |
| (4) 貸出金(*1) | 58,268 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △606 | | |
| | 57,661 | 58,272 | 611 |
| 金融資産計 | 116,883 | 117,550 | 666 |
| (1) 預金積金 | 109,226 | 109,315 | 88 |
| (2) 借入金(*1) | 3,435 | 3,467 | 31 |
| 金融負債計 | 112,662 | 112,783 | 120 |

(*1) 貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によつております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によつております。投資信託は、取引証券会社等から提示された価格によつております。なお、保有目的の他の有価証券に関する注記事項については30.から31.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外の債権については、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

| 区 分 | 貸借対照表計上額 | (単位:百万円) |
|-----------|----------|----------|
| 非上場株式(*1) | 50 | |
| 組合出資金(*2) | 35 | |
| 合 計 | 85 | |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|--------|-------------|--------------|--------|
| 預け金 | 11,300 | 8,700 | - | - |
| 買入金銭債権 | 2,400 | 300 | - | - |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | - | - | - | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 3,095 | 18,274 | 10,096 | 1,849 |
| 貸出金(*) | 12,001 | 18,000 | 13,620 | 10,130 |
| 合 計 | 28,796 | 45,274 | 23,716 | 11,979 |

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金積金(*1) | 97,694 | 11,373 | 10 | 147 |
| 借入金 | 3,008 | 156 | 168 | 101 |
| 合 計 | 100,702 | 11,530 | 179 | 248 |

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。以下、31.まで同様であります。

満期保有目的の債券

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|--------------------|-----|-------------------|--------------|--------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | - | - | - |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | 2,700 | 2,701 | 1 |
| | 小計 | 2,700 | 2,701 | 1 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | - | - | - |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 合 計 | | 2,700 | 2,701 | 1 |

その他の有価証券

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|----------------------|-------|-------------------|---------------|--------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 82 | 62 | 20 |
| | 債券 | 30,534 | 29,662 | 871 |
| | 国債 | 18,717 | 17,962 | 755 |
| | 地方債 | 319 | 299 | 19 |
| | 社債 | 11,497 | 11,399 | 97 |
| その他 | 1,951 | 1,920 | 30 | |
| | 小計 | 32,568 | 31,645 | 922 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | 797 | 799 | △2 |
| | 国債 | 199 | 199 | △0 |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 社債 | 597 | 600 | △2 |
| その他 | 99 | 100 | △0 | |
| | 小計 | 897 | 899 | △2 |
| 合 計 | | 33,465 | 32,545 | 920 |

31. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 12 | 0 | 2 |
| 債券 | 2,439 | 39 | 81 |
| 国債 | 1,639 | 37 | - |
| 地方債 | - | - | - |
| 社債 | 799 | 2 | 81 |
| その他 | 37 | 1 | - |
| 合 計 | 2,488 | 41 | 84 |

32. その他の金銭の信託

| | 貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) |
|-----------|---------------|-----------|
| その他の金銭の信託 | 400 | 400 |

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,123百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが6,085百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相対の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|--------------|--------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 284百万円 |
| 退職給付引当金 | 56 |
| 減価償却費 | 23 |
| 賞与引当金 | 26 |
| 役員退職慰労引当金 | 13 |
| 有価証券評価損 | 12 |
| 減損損失 | 76 |
| その他 | 71 |
| 繰延税金資産小計 | 564 |
| 評価性引当額 | △219 |
| 繰延税金資産合計 | 344 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 270 |
| その他 | 0 |
| 繰延税金負債合計 | 271 |
| 繰延税金資産の純額 | 73百万円 |

損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | | 24/3 金 額 | 25/3 金 額 |
|--------|-----|-------------|-------------|
| 経常収入 | 益 | 2,224,262 | 2,219,563 |
| 貸出金 | 利息 | 1,964,807 | 1,890,691 |
| 貸預有価証券 | 配当 | 1,555,211 | 1,501,203 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 85,817 | 65,050 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 306,050 | 305,659 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 17,727 | 18,778 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 169,293 | 177,779 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 94,621 | 92,544 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 74,672 | 85,235 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 173 | 39,987 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 162 | 39,654 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 10 | 333 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 89,987 | 111,104 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 33,398 | 60,101 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 2,306 | 1,871 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 3,743 | 3,883 |
| 貸出金の引当 | 当利息 | 50,538 | 45,247 |
| 経常費用 | 費用 | 2,065,336 | 2,070,530 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 82,168 | 74,443 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 68,536 | 63,321 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 2,708 | 1,453 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 8,219 | 7,888 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 2,703 | 1,779 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 184,757 | 177,867 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 18,099 | 18,065 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 166,658 | 159,801 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 14,685 | 81,489 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 5 | 81,489 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 14,680 | — |
| 貸出金の引当 | 費用 | 1,646,505 | 1,547,526 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 1,040,032 | 976,233 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 581,994 | 549,554 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 24,478 | 21,739 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 137,220 | 189,203 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 65,050 | 112,516 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 29,241 | 31,042 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 2,933 | 2,536 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 2,660 | — |
| 貸出金の引当 | 費用 | 37,335 | 43,107 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 158,926 | 149,033 |
| 貸出金の引当 | 費用 | — | — |
| 貸出金の引当 | 費用 | 332 | 69 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 332 | 69 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 158,593 | 148,964 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 1,390 | 39,008 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 76,515 | 7,123 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 77,905 | 46,132 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 80,687 | 102,832 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 99,167 | 84,794 |
| 貸出金の引当 | 費用 | 179,855 | 187,626 |

● 損益計算書の注記

- (注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2.出資1口当たり当期純利益金額266円98銭
 3.その他の経常収益には、睡眠預金雑益編入13,997千円を含んでおります。
 4.その他の経常費用には、消費税等23,851千円を含んでおります。

● 剰余金処分計算書

(単位：円)

| 科 目 | | 24/3 金 額 | 25/3 金 額 |
|-----------------------|-------|-------------|-------------|
| 当 期 未 処 分 剰 余 金 | | 179,855,116 | 187,626,514 |
| 剰 余 金 処 分 額 | | 95,060,732 | 84,794,384 |
| 利 益 準 備 金 | | 7,055,000 | 4,944,000 |
| 普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 | (年4%) | 7,318,083 | 7,663,648 |
| 特 別 積 立 金 | | 80,687,649 | 72,186,736 |
| 繰 越 金 (当 期 末 残 高) | | 84,794,384 | 102,832,130 |

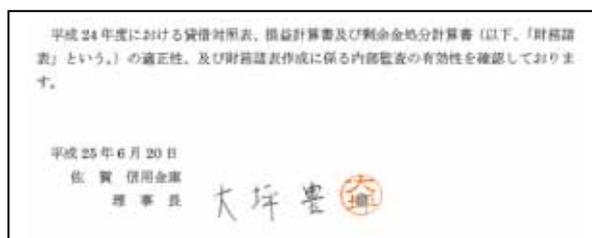
● 会計監査人による監査

平成13年3月22日付で「信用金庫法施行令」が改正され、預金量500億円以上の信用金庫に外部監査制度の導入と常勤監事の設置が義務づけられました。当金庫は平成13年度から、この対象金庫になりました。

監査法人につきましては、新日本有限責任監査法人殿と監査業務契約を締結しております。

第63期(平成23年度)及び第64期(平成24年度)の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

■ 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性についての確認書謄本



■ 最近5年間の主要な経営指標の推移

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------------------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 2,638,870 千円 | 2,471,569 | 2,289,425 | 2,224,262 | 2,219,563 |
| 経常利益 | 65,017 千円 | 129,918 | 75,797 | 158,926 | 149,033 |
| 当期純利益 | 64,946 千円 | 109,150 | 99,167 | 80,687 | 102,832 |
| 普通出資総額 | 174百万円 | 178 | 183 | 190 | 195 |
| 普通出資総口数 | 349 千口 | 356 | 367 | 381 | 391 |
| 会員数 | 10,476 人 | 10,535 | 10,553 | 10,684 | 10,737 |
| 純資産額 | 7,089百万円 | 7,393 | 7,529 | 7,813 | 8,137 |
| 総資産額 | 115,362百万円 | 116,181 | 115,862 | 120,679 | 122,417 |
| 預金積金残高 | 105,716百万円 | 106,360 | 105,795 | 106,935 | 109,226 |
| 貸出金残高 | 62,698百万円 | 62,119 | 57,649 | 57,804 | 58,268 |
| 有価証券残高 | 23,051百万円 | 25,541 | 27,896 | 31,471 | 33,551 |
| 単体自己資本比率 | 14.19 % | 14.31 | 14.81 | 14.36 | 13.80 |
| 普通出資に対する配当金 (出資1口当たり) | 20 円 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 普通出資配当率 | 4.0 % | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 |
| 職員数 | 147 人 | 151 | 152 | 150 | 147 |
| 男性 | 98 | 98 | 95 | 95 | 94 |
| 女性 | 49 | 53 | 57 | 55 | 53 |

(注) 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実状況が適当かどうかを判断するための基準に基づき算出しております。

当金庫は国内基準に基づき、標準的手法を採用してリスクアセットを算出し自己資本比率を算出しております。

経営指標

業務粗利益及び業務粗利益率・資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支

(単位:千円)

| 種 類 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 資 金 運 用 収 支 | 1,882,919 | 1,816,517 |
| 資 金 運 用 収 益 | 1,964,807 | 1,890,691 |
| 資 金 調 達 費 用 | 81,888 | 74,173 |
| 役 務 取 引 等 収 支 | △ 15,463 | △ 87 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 169,293 | 177,779 |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 184,757 | 177,867 |
| そ の 他 の 業 務 収 支 | △ 14,512 | △ 41,501 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 173 | 39,987 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 14,685 | 81,489 |
| 業 務 粗 利 益 | 1,852,943 | 1,774,928 |
| 業 務 粗 利 益 率 | 1.62% | 1.52% |

(注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成23年度280千円、平成24年度269千円)を控除して表示しています。

2.業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

その他の業務収支の内訳

(単位:千円)

| 区 分 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------------------|----------|----------|
| そ の 他 業 務 収 益 | 173 | 39,987 |
| う ち 国 債 等 債 券 売 却 益 | 162 | 39,654 |
| う ち 国 債 等 債 券 償 還 益 | — | — |
| そ の 他 | 10 | 333 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 14,685 | 81,489 |
| う ち 国 債 等 債 券 売 却 損 | 5 | 81,489 |
| う ち 国 債 等 債 券 償 還 損 | 14,680 | — |
| う ち 国 債 等 債 券 償 却 | — | — |
| そ の 他 | — | — |
| そ の 他 の 業 務 収 支 | △ 14,512 | △ 41,501 |

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

資金運用収支の内訳

(単位:平均残高:百万円、利息:千円、利回り:%)

| 区 分 | 平均残高 | | | 利息 | | | 利回り | | |
|-------------|---------|---------|---------|-----------|-----------|----------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減 | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減 | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減 |
| 資 金 運 用 勘 定 | 114,289 | 116,014 | 1,725 | 1,964,807 | 1,890,691 | △ 74,116 | 1.71 | 1.62 | △ 0.09 |
| う ち 貸 出 金 | 56,505 | 57,153 | 648 | 1,555,211 | 1,501,203 | △ 54,008 | 2.75 | 2.62 | △ 0.13 |
| う ち 預 け 金 | 25,536 | 23,341 | △ 2,195 | 85,817 | 65,050 | △ 20,767 | 0.33 | 0.27 | △ 0.06 |
| う ち 有 価 証 券 | 29,514 | 32,371 | 2,857 | 306,050 | 305,659 | △ 391 | 1.03 | 0.94 | △ 0.09 |
| 資 金 調 達 勘 定 | 109,559 | 111,436 | 1,877 | 81,888 | 74,173 | △ 7,715 | 0.07 | 0.06 | △ 0.01 |
| う ち 預 金 積 金 | 109,332 | 111,253 | 1,921 | 71,245 | 64,775 | △ 6,470 | 0.06 | 0.05 | △ 0.01 |
| う ち 借 用 金 | 502 | 527 | 25 | 8,219 | 7,888 | △ 331 | 1.63 | 1.49 | △ 0.14 |

(注) 1.資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成23年度400百万円、平成24年度449百万円)及び利息(平成23年度280千円、平成24年度269千円)をそれぞれ控除して表示しております。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 利鞘

(単位:%)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減 |
|------------|--------|--------|--------|
| 総資金利鞘(a-b) | 0.16 | 0.19 | 0.03 |
| 資金運用利回 a | 1.71 | 1.62 | △ 0.09 |
| 資金調達原価率 b | 1.55 | 1.43 | △ 0.12 |

■ 受取・支払利息の分析

(単位:千円)

| 区 分 | 平成23年度 | | | 平成24年度 | | |
|---------|----------|----------|-----------|---------|-----------|----------|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| 受 取 利 息 | △ 33,767 | △ 94,246 | △ 128,014 | 37,254 | △ 112,421 | △ 75,167 |
| うち貸出金 | △ 58,404 | △ 26,298 | △ 84,702 | 17,668 | △ 71,677 | △ 54,008 |
| うち預け金 | △ 7,354 | △ 36,098 | △ 43,452 | △ 8,655 | △ 12,112 | △ 20,767 |
| うち有価証券 | 31,991 | △ 31,849 | 141 | 28,240 | △ 28,632 | △ 391 |
| 支 払 利 息 | 2,855 | △ 44,147 | △ 41,291 | 1,622 | △ 8,422 | △ 6,800 |
| うち預金積金 | △ 498 | △ 43,863 | △ 44,362 | 1,232 | △ 7,702 | △ 6,470 |
| うち借入金 | 3,354 | △ 283 | 3,071 | 389 | △ 720 | △ 330 |

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

■ 総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位:%)

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----------|--------|--------|
| 総資産経常利益率 | 0.13 | 0.12 |
| 総資産当期純利益率 | 0.07 | 0.09 |

(注) 総資産経常(当期純)利益率=

$$\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

■ 役職員1人当たり及び1店舗当りの預金・貸出金残高

(単位:百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------------|--------|--------|
| 役職員1人当たり預金残高 | 685 | 713 |
| 1店舗当り預金残高 | 7,638 | 7,801 |
| 役職員1人当たり貸出金残高 | 370 | 380 |
| 1店舗当り貸出金残高 | 4,128 | 4,162 |

■ 経費の内訳

(単位:千円)

| 区 分 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------------|-----------|-----------|
| 人 件 費 | 1,040,032 | 976,233 |
| 報酬給料手当 | 796,038 | 753,097 |
| 退職給付費用 | 126,478 | 115,665 |
| そ の 他 | 117,515 | 107,470 |
| 物 件 費 | 581,994 | 549,554 |
| 事 務 費 | 240,641 | 231,721 |
| うち旅費・交通費 | 3,199 | 2,385 |
| うち通信費 | 22,325 | 22,431 |
| うち事務機械賃借料 | 19,210 | 10,565 |
| うち事務委託費 | 131,606 | 135,420 |
| 固定資産費 | 104,396 | 104,792 |
| うち土地建物賃借料 | 11,253 | 12,797 |
| うち保全管理費 | 64,102 | 63,852 |
| 事 業 費 | 53,895 | 50,675 |
| うち広告宣伝費 | 11,840 | 11,799 |
| うち交際費・寄贈費・諸会費 | 27,057 | 23,872 |
| 人 事 厚 生 費 | 19,109 | 17,283 |
| 減 価 償 却 費 | 72,843 | 69,872 |
| そ の 他 | 91,108 | 75,208 |
| 税 金 | 24,478 | 21,739 |
| 合 計 | 1,646,505 | 1,547,526 |

預金に関する指標

預金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円、%)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減額 | 増減率 |
|------------|---------|---------|-------|------|
| 流動性預金 | 32,313 | 33,380 | 1,067 | 3.30 |
| うち有利息預金 | 28,572 | 29,485 | 912 | 3.19 |
| 定期性預金 | 76,675 | 77,517 | 842 | 1.09 |
| うち固定金利定期預金 | 73,261 | 74,227 | 966 | 1.31 |
| うち変動金利定期預金 | 0 | 0 | 0 | 0.16 |
| その他 | 344 | 354 | 10 | 3.05 |
| 計 | 109,332 | 111,253 | 1,920 | 1.75 |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — |
| 合計 | 109,332 | 111,253 | 1,920 | 1.75 |

- (注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2.定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預け入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。
 4.増減率は円単位で算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

定期預金残高

(単位:百万円、%)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減額 | 増減率 |
|----------|--------|--------|------|-------|
| 定期預金 | 70,623 | 70,305 | △318 | △0.45 |
| 固定金利定期預金 | 70,623 | 70,304 | △318 | △0.45 |
| 変動金利定期預金 | 0 | 0 | 0 | 0.00 |
| その他 | — | — | — | — |

(注)増減率は円単位で算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

預金者別残高

(単位:百万円、%)

| | | 平成23年度 | | 平成24年度 | |
|----|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 個人 | 人 | 89,617 | 83.80 | 90,447 | 82.81 |
| 法人 | 人 | 17,318 | 16.19 | 18,779 | 17.19 |
| | うち一般法人 | 16,242 | 15.18 | 17,319 | 15.86 |
| | うち金融機関 | 110 | 0.10 | 52 | 0.05 |
| | うち公金 | 964 | 0.90 | 1,407 | 1.29 |
| 合計 | 計 | 106,935 | 100.00 | 109,226 | 100.00 |

預金会員・会員外別残高

(単位:百万円、%)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減額 | 増減率 |
|-----|--------|--------|-------|------|
| 会員 | 29,225 | 31,138 | 1,913 | 6.54 |
| 会員外 | 77,710 | 78,088 | 378 | 0.48 |

(注)増減率は円単位で算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減額 | 増減率 |
|------|--------|--------|---------|--------|
| 手形貸付 | 2,732 | 4,615 | 1,882 | 68.90 |
| 証書貸付 | 49,835 | 48,685 | △ 1,150 | △ 2.30 |
| 当座貸越 | 2,492 | 2,482 | △ 9 | △ 0.38 |
| 割引手形 | 1,444 | 1,369 | △ 74 | △ 5.19 |
| 合計 | 56,505 | 57,153 | 647 | 1.14 |

(注) 1. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

2. 増減率は円単位で算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

貸出金残高(金利区別)

(単位:百万円、%)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減額 | 増減率 |
|------|--------|--------|-------|--------|
| 貸出金 | 57,804 | 58,268 | 463 | 0.80 |
| 変動金利 | 25,855 | 26,609 | 753 | 2.91 |
| 固定金利 | 31,949 | 31,659 | △ 290 | △ 0.90 |

(注) 増減率は表中計数を基に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------|--------|--------|
| 期末預貸率 | 54.05 | 53.34 |
| 期中平均預貸率 | 51.68 | 51.37 |

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金、債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

| | 貸出金の担保別内訳 | | 債務保証見返の担保別内訳 | |
|-------------|-----------|--------|--------------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 当金庫預金積金 | 1,394 | 1,187 | 0 | — |
| 有価証券 | — | — | — | — |
| 動産 | — | — | — | — |
| 不動産 | 14,881 | 16,182 | 702 | 582 |
| その他 | — | — | — | — |
| 計 | 16,275 | 17,369 | 703 | 582 |
| 信用保証協会・信用保険 | 12,900 | 11,645 | 15 | 13 |
| 保証 | 12,057 | 10,372 | 5 | 1 |
| 信用 | 16,570 | 18,880 | 218 | 215 |
| 合計 | 57,804 | 58,268 | 942 | 814 |

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

| | 平成23年度 | | 平成24年度 | |
|------|--------|--------|--------|--------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 設備資金 | 22,059 | 38.16 | 21,581 | 37.04 |
| 運転資金 | 35,745 | 61.84 | 36,687 | 62.96 |
| 合計 | 57,804 | 100.00 | 58,268 | 100.00 |

貸出金会員・会員外別残高

(単位:百万円、%)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減額 | 増減率 |
|-------|--------|--------|-------|--------|
| 貸出金 | 57,804 | 58,268 | 463 | 0.80 |
| うち会員 | 48,320 | 49,647 | 1,327 | 2.74 |
| うち会員外 | 9,484 | 8,620 | △ 864 | △ 9.11 |

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

| 区分 | 期別 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|--------|------|-------|-------|-----|------|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 平成23年度 | 140 | 105 | — | 140 | 105 |
| | 平成24年度 | 105 | 60 | — | 105 | 60 |
| 個別貸倒引当金 | 平成23年度 | 581 | 544 | 135 | 445 | 544 |
| | 平成24年度 | 544 | 585 | 117 | 427 | 585 |
| 合計 | 平成23年度 | 721 | 650 | 135 | 585 | 650 |
| | 平成24年度 | 650 | 645 | 117 | 533 | 645 |

貸出金償却額

(単位:千円)

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------|--------|--------|
| 貸出金償却額 | 29,241 | 31,042 |

貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

| | 平成23年度 | | | 平成24年度 | | |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 製造業 | 164 | 3,983 | 6.89 | 159 | 3,819 | 6.55 |
| 農業、林業 | 15 | 237 | 0.41 | 16 | 218 | 0.37 |
| 漁業 | 2 | 13 | 0.02 | 2 | 12 | 0.02 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 442 | 6,176 | 10.68 | 428 | 6,273 | 10.76 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 5 | 599 | 1.03 | 8 | 841 | 1.44 |
| 情報通信業 | 9 | 83 | 0.14 | 9 | 88 | 0.15 |
| 運輸業、郵便業 | 31 | 565 | 0.97 | 30 | 473 | 0.81 |
| 卸売業、小売業 | 349 | 4,566 | 7.89 | 321 | 4,574 | 7.84 |
| 金融業、保険業 | 9 | 691 | 1.19 | 9 | 683 | 1.17 |
| 不動産業 | 140 | 7,401 | 12.80 | 145 | 8,890 | 15.25 |
| 物品賃貸業 | 11 | 399 | 0.69 | 10 | 306 | 0.52 |
| 学術研究、専門技術サービス業 | 38 | 401 | 0.69 | 37 | 426 | 0.73 |
| 宿泊業 | 17 | 1,426 | 2.46 | 17 | 1,347 | 2.31 |
| 飲食業 | 127 | 1,100 | 1.90 | 114 | 876 | 1.50 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 90 | 1,771 | 3.06 | 74 | 1,591 | 2.73 |
| 教育、学習支援業 | 7 | 32 | 0.05 | 5 | 23 | 0.03 |
| 医療、福祉 | 34 | 1,225 | 2.11 | 33 | 1,664 | 2.85 |
| その他サービス業 | 152 | 2,056 | 3.55 | 148 | 2,157 | 3.70 |
| 小計 | 1,642 | 32,731 | 56.62 | 1,565 | 34,269 | 58.81 |
| 地方公共団体 | 6 | 5,927 | 10.25 | 4 | 5,050 | 8.66 |
| 個人 | 6,329 | 19,145 | 33.12 | 6,036 | 18,948 | 32.51 |
| 合計 | 7,977 | 57,804 | 100.00 | 7,605 | 58,268 | 100.00 |

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大区分に準じて記載しております。

■ リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

| 区 分 | | 残高 | 担保・保証額 | 貸倒引当金 | 保全率(%) |
|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 破 綻 先 債 権 | 平成23年度 | 325 | 231 | 94 | 100.00 |
| | 平成24年度 | 275 | 190 | 85 | 100.00 |
| 延 滞 債 権 | 平成23年度 | 2,873 | 2,245 | 410 | 92.42 |
| | 平成24年度 | 2,865 | 2,173 | 461 | 91.95 |
| 3か月以上延滞債権 | 平成23年度 | 0 | 0 | 0 | 100.00 |
| | 平成24年度 | - | - | - | - |
| 貸出条件緩和債権 | 平成23年度 | 257 | 89 | 19 | 42.34 |
| | 平成24年度 | 25 | 4 | 9 | 54.25 |
| 合 計 | 平成23年度 | 3,457 | 2,567 | 524 | 89.41 |
| | 平成24年度 | 3,166 | 2,367 | 556 | 92.34 |

(注)1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8.保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

■ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

| 区 分 | | 開示残高 (a) | 保全額 (b) | 担保・保証等による 回収見込額(c) | 貸倒引当金 (d) | 保全率 (b) / (a) | 引当率 (d) / (a-c) |
|-----------------------|--------|-------------|------------|-----------------------|--------------|------------------|--------------------|
| 金融再生法上の 不良債権 | 平成23年度 | 3,549 | 3,175 | 2,611 | 564 | 89.47 | 60.15 |
| | 平成24年度 | 3,222 | 2,980 | 2,385 | 594 | 92.47 | 71.03 |
| 破産更生債権及び これらに準ずる債権 | 平成23年度 | 1,451 | 1,451 | 1,131 | 319 | 100.00 | 100.00 |
| | 平成24年度 | 1,372 | 1,372 | 1,008 | 364 | 100.00 | 100.00 |
| 危 険 債 権 | 平成23年度 | 1,840 | 1,614 | 1,389 | 225 | 87.74 | 49.96 |
| | 平成24年度 | 1,824 | 1,593 | 1,372 | 220 | 87.35 | 48.92 |
| 要 管 理 債 権 | 平成23年度 | 257 | 109 | 90 | 19 | 42.57 | 11.42 |
| | 平成24年度 | 25 | 13 | 4 | 9 | 54.25 | 44.44 |
| 正 常 債 権 | 平成23年度 | 55,312 | | | | | |
| | 平成24年度 | 55,985 | | | | | |
| 合 計 | 平成23年度 | 58,861 | | | | | |
| | 平成24年度 | 59,207 | | | | | |

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

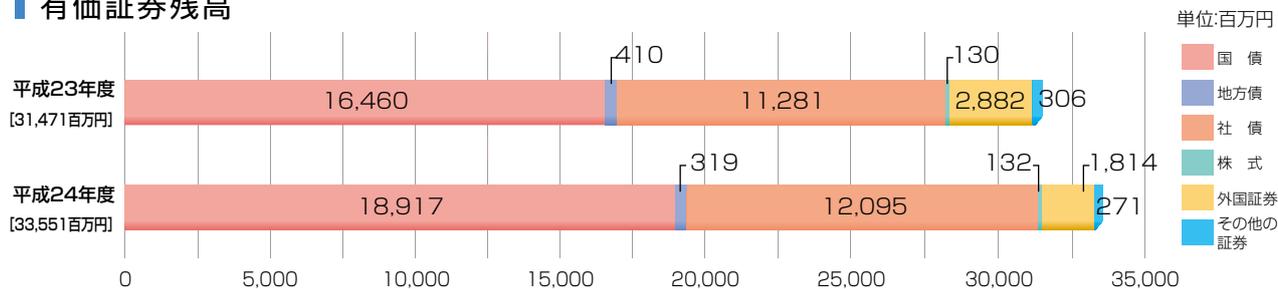
3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

有価証券に関する指標

有価証券残高



有価証券平均残高

(単位:百万円,%)

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減額 | 増減率 |
|----------|--------|--------|-------|---------|
| 国債 | 15,462 | 17,243 | 1,781 | 11.52 |
| 地方債 | 399 | 346 | △ 52 | △ 13.21 |
| 社債 | 10,725 | 11,982 | 1,256 | 11.71 |
| 政府保証債 | — | — | — | — |
| 公社公団債 | 1,235 | 731 | △ 503 | △ 40.80 |
| 金融債 | 897 | 590 | △ 306 | △ 34.16 |
| 事業債 | 8,592 | 10,660 | 2,067 | 24.06 |
| 新株予約権付社債 | — | — | — | — |
| 株式 | 120 | 118 | △ 2 | △ 1.74 |
| 外国証券 | 2,326 | 2,398 | 71 | 3.09 |
| 投資信託 | 426 | 225 | △ 200 | △ 47.07 |
| その他の証券 | 53 | 55 | 1 | 2.99 |
| 合計 | 29,514 | 32,371 | 2,856 | 9.67 |

(注) 1. 増減率は円単位で算出し、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。

預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------|--------|--------|
| 期末預証率 | 29.43 | 30.71 |
| 期中平均預証率 | 26.99 | 29.09 |

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の残存期間別残高

平成23年度

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超3年以下 | 3年超5年以下 | 5年超7年以下 | 7年超10年以下 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合計 |
|--------|-------|---------|---------|---------|----------|------|------------|--------|
| 国債 | 470 | 1,706 | 2,435 | 5,672 | 6,175 | — | — | 16,460 |
| 地方債 | 100 | — | — | — | 310 | — | — | 410 |
| 社債 | 2,308 | 3,955 | 4,817 | 199 | — | — | — | 11,281 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | 130 | 130 |
| 外国証券 | 1,100 | 998 | 698 | — | — | 85 | — | 2,882 |
| その他の証券 | — | — | 156 | — | — | — | 149 | 306 |

平成24年度

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超3年以下 | 3年超5年以下 | 5年超7年以下 | 7年超10年以下 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合計 |
|--------|-------|---------|---------|---------|----------|-------|------------|--------|
| 国債 | 885 | 2,029 | 5,487 | 5,017 | 3,647 | 1,849 | — | 18,917 |
| 地方債 | — | — | — | 107 | 211 | — | — | 319 |
| 社債 | 1,508 | 4,940 | 4,533 | 1,112 | — | — | — | 12,095 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | 132 | 132 |
| 外国証券 | 700 | 604 | 509 | — | — | — | — | 1,814 |
| その他の証券 | — | 168 | — | — | — | — | 102 | 271 |

■ 有価証券の時価の情報等

1 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成23年度 | | | 平成24年度 | | | |
|------------------------|----------|-------|-------|----------|-------|-------|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 | |
| 超えるもの 時価が貸借対照表計上額を | 国 債 | — | — | — | — | — | |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | |
| | 社 債 | — | — | — | — | — | |
| | その他 | 2,900 | 2,902 | 2 | 2,700 | 2,701 | 1 |
| | 小 計 | 2,900 | 2,902 | 2 | 2,700 | 2,701 | 1 |
| 超えないもの 時価が貸借対照表計上額を | 国 債 | — | — | — | — | — | |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | |
| | 社 債 | — | — | — | — | — | |
| | その他 | — | — | — | — | — | |
| | 小 計 | — | — | — | — | — | |
| 合 計 | 2,900 | 2,902 | 2 | 2,700 | 2,701 | 1 | |

2 その他有価証券

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成23年度 | | | 平成24年度 | | | |
|--------------------------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 | |
| 取得原価を超えるもの 貸借対照表計上額が | 株式 | 82 | 63 | 19 | 82 | 62 | 20 |
| | 債券 | 27,058 | 26,442 | 615 | 30,534 | 29,662 | 871 |
| | 国債 | 16,260 | 15,741 | 518 | 18,717 | 17,962 | 755 |
| | 地方債 | 410 | 399 | 11 | 319 | 299 | 19 |
| | 社債 | 10,386 | 10,300 | 85 | 11,497 | 11,399 | 97 |
| | その他 | 1,297 | 1,283 | 14 | 1,951 | 1,920 | 30 |
| | 小 計 | 28,438 | 27,789 | 648 | 32,568 | 31,645 | 922 |
| 得原価を超えないもの 貸借対照表計上額が取 | 株式 | — | — | — | — | — | |
| | 債券 | 1,094 | 1,100 | △5 | 797 | 799 | △2 |
| | 国債 | 200 | 200 | △0 | 199 | 199 | △0 |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | |
| | 社債 | 894 | 900 | △5 | 597 | 600 | △2 |
| | その他 | 1,891 | 1,929 | △38 | 99 | 100 | △0 |
| 小 計 | 2,985 | 3,029 | △44 | 897 | 899 | △2 | |
| 合 計 | 31,424 | 30,819 | 604 | 33,465 | 32,545 | 920 | |

(注)1) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等にもとづいております。

2) 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 非上場株式 | 47 | 50 |
| 組合出資金 | — | 35 |

■ 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

| 平成23年度 | | 平成24年度 | |
|--------|----------|--------|----------|
| 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 貸借対照表計上額 |
| 400 | 400 | 400 | 400 |

(注)1. 金銭の信託の区分は「その他目的」です。

2. 「その他目的の金銭の信託」は時価のない合同運用指定金銭信託です。

■ 第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引と預金等を組合せした商品にかかるもの)

平成23年度および平成24年度

1. 金利関連取引…該当ございません
2. 外為関連取引…該当ございません
3. 株式関連取引…該当ございません

4. 債券関連取引…該当ございません
5. 商品関連取引…該当ございません
6. クレジットデリバティブ取引…該当ございません

その他の指標等

退職給付会計

1 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

| 区分 | 金額 | 注記事項 |
|--------------------------------|-----------|--------------------------|
| 退職給付債務(A) | 1,047,513 | 1.割引率 1.10% |
| 年金資産(B) | 767,886 | 期待運用収益率 1.10% |
| 前払年金費用(△)(C) | — | 2.退職給付見込み額の期間配分方法 期間定額基準 |
| 未認識過去勤務債務(D) | △3,330 | 3.過去勤務債務の処理年数 5年 |
| 未認識数理計算上の差異(E) | 82,032 | 4.数理計算上の差異の処理年数 10年 |
| その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F) | — | 5.その他 — |
| 退職給付引当金(A - B - C - D - E - F) | 200,924 | |

2 退職給付費用等に関する事項

(単位:千円)

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------------------|---------|---------|
| 期首退職給付引当金残高(A) | 240,091 | 223,287 |
| 勤務費用 | 43,566 | 43,353 |
| 利息費用 | 20,549 | 20,305 |
| 期待運用収益(△) | 14,514 | 15,143 |
| 過去勤務債務の費用処理額 | △1,816 | △1,816 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 14,127 | 8,233 |
| 会計基準変更時差異の費用処理額 | — | — |
| その他 | — | — |
| 退職給付費用計(B) | 61,911 | 54,932 |
| 退職給付支払額 | — | — |
| 掛け金等支払額 | 78,715 | 77,295 |
| 退職給付引当金取崩額計(C) | 78,715 | 77,295 |
| 期末退職給付引当金残高(A+B-C) | 223,287 | 200,924 |

報酬体系について

1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【賞与】

非常勤を含む全役員の賞与につきましては、業績等を勘案のうえ引当金を計上し、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の承認を得た後、支払っております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 金額

(2) 平成24年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

| 区分 | 支払総額 |
|-------------|------|
| 対象役員に対する報酬等 | 73 |

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」61百万円、「退職慰労金」12百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れした引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成24年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況

平成24年度の自己資本比率は13.80%となり健全な財務体質を維持しています。

■ 単体自己資本比率(国内基準)

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

| 項 目 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---|------------|------------|
| (自 己 資 本) | | |
| 出 資 金 | 190,593 | 195,537 |
| うち非累積的永久優先出資 | — | — |
| 優先出資申込証拠金 | — | — |
| 資本準備金 | — | — |
| その他資本剰余金 | — | — |
| 利益準備金 | 190,593 | 195,537 |
| 特別積立金 | 6,651,191 | 6,723,378 |
| 繰越金(当期末残高) | 84,794 | 102,832 |
| その他 | — | — |
| 処分未済持分(△) | 1,570 | 1,382 |
| 自己優先出資(△) | — | — |
| 自己優先出資申込証拠金 | — | — |
| その他有価証券の評価差損(△) | — | — |
| 営業権相当額(△) | — | — |
| のれん相当額(△) | — | — |
| 企業結合により計上される無形固定資産相当額(△) | — | — |
| 証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△) | — | — |
| 〔 基 本 的 項 目 〕 計 (A) | 7,115,602 | 7,215,902 |
| 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | 177,703 | 177,703 |
| 一般貸倒引当金 | 105,744 | 60,943 |
| 負債性資本調達手段等 | — | — |
| 負債性資本調達手段 | — | — |
| 期限付劣後債務及び期限付優先出資 | — | — |
| 補完的項目不算入額(△) | — | — |
| 補完的項目計 (B) | 283,447 | 238,646 |
| 自己資本総額 [(A) + (B)] (C) | 7,399,050 | 7,454,549 |
| 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 | 871,300 | 871,300 |
| 負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの | — | — |
| 期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれに準ずるもの | 600,000 | 600,000 |
| 非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額 | — | — |
| 基本的項目からの控除を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポーチャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。) | — | — |
| 控除項目不算入額(△) | 871,300 | 871,300 |
| 控除項目計 (D) | — | — |
| 自己資本額 [(C) - (D)] (E) | 7,399,050 | 7,454,549 |
| (リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等) | | |
| 資産(オン・バランス)項目 | 47,110,012 | 49,834,385 |
| オフ・バランス取引等項目 | 700,568 | 597,341 |
| オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | 3,681,068 | 3,576,618 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスクアセット等計 (F) | 51,491,649 | 54,008,345 |
| T i e r 1 比 率 (A / F) | 13.81% | 13.36% |
| 自 己 資 本 比 率 (E / F) | 14.36% | 13.80% |

(注) 1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号。)に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

| | 平成23年度 | | 平成24年度 | |
|--------------------------------|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計 | 47,810 | 1,912 | 50,431 | 2,017 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 47,610 | 1,904 | 50,231 | 2,009 |
| (Ⅰ) ソブリン向け | 542 | 21 | 426 | 17 |
| (Ⅱ) 金融機関・第一種金融商品取引業者向け | 6,224 | 248 | 6,179 | 247 |
| (Ⅲ) 法人等向け | 13,284 | 531 | 14,350 | 574 |
| (Ⅳ) 中小企業等・個人向け | 11,849 | 473 | 11,746 | 469 |
| (Ⅴ) 抵当権付住宅ローン | 1,071 | 42 | 932 | 37 |
| (Ⅵ) 不動産取得等事業向け | 10,097 | 403 | 12,123 | 484 |
| (Ⅶ) 三月以上延滞等 | 960 | 38 | 842 | 33 |
| (Ⅷ) 出資等 | 560 | 22 | 568 | 22 |
| (Ⅸ) その他 | 3,019 | 120 | 3,060 | 122 |
| ②証券化エクスポージャー | 200 | 8 | 200 | 8 |
| ロ.オペレーショナル・リスク | 3,681 | 147 | 3,576 | 143 |
| ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ) | 51,491 | 2,059 | 54,008 | 2,160 |

- (注) 1. 所要自己資本額=リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものは除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人向け」においてリスクウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. オペレーショナル・リスクは、当庫は基礎的手法を採用しております。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



(3)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高

■ <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

| 地域区分 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | 三月以上延滞 エクスポージャー | |
|----------------------|--|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------|----------|--------------------|------------|
| | 貸出金、コミットメント およびその他デリバティブ 以外のオフバランス取引 | | | | 債券 | | デリバティブ取引 | | | |
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 国 内 | 116,529 | 117,987 | 58,187 | 58,494 | 27,590 | 29,431 | — | — | 822 | 705 |
| 国 外 | 3,077 | 3,039 | — | — | 2,886 | 2,886 | — | — | — | — |
| 地域別合計 | 119,606 | 121,026 | 58,187 | 58,494 | 30,477 | 32,318 | — | — | 822 | 705 |
| 製 造 業 | 9,341 | 9,083 | 4,123 | 3,961 | 4,608 | 4,708 | — | — | 150 | 137 |
| 農 業、林 業 | 274 | 255 | 274 | 255 | — | — | — | — | — | — |
| 漁 業 | 48 | 47 | 48 | 47 | — | — | — | — | — | 6 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建 設 業 | 6,968 | 7,271 | 6,968 | 7,070 | — | 200 | — | — | 125 | 95 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 905 | 1,947 | 600 | 841 | 300 | 1,100 | — | — | — | — |
| 情 報 通 信 業 | 393 | 398 | 83 | 88 | 300 | 300 | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 675 | 480 | 574 | 480 | 100 | — | — | — | 26 | 16 |
| 卸売業、小売業 | 5,855 | 5,753 | 5,049 | 5,052 | 800 | 701 | — | — | 102 | 91 |
| 金融業、保険業 | 31,352 | 30,936 | 757 | 742 | 6,209 | 5,712 | — | — | — | — |
| 不 動 産 業 | 8,151 | 9,572 | 8,050 | 9,369 | 100 | 200 | — | — | 61 | 127 |
| 物 品 賃 貸 業 | 2,732 | 2,237 | 428 | 334 | 600 | 500 | — | — | — | 0 |
| 学術研究、専門技術サービス業 | 513 | 556 | 513 | 556 | — | — | — | — | 4 | 3 |
| 宿 泊 業 | 1,423 | 1,345 | 1,423 | 1,345 | — | — | — | — | 0 | — |
| 飲 食 業 | 1,453 | 1,260 | 1,453 | 1,260 | — | — | — | — | 159 | 91 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,947 | 1,732 | 1,947 | 1,732 | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | 78 | 68 | 78 | 68 | — | — | — | — | 10 | 9 |
| 医 療、福 祉 | 1,391 | 1,863 | 1,391 | 1,863 | — | — | — | — | 1 | 1 |
| その他のサービス | 2,322 | 2,410 | 2,322 | 2,410 | — | — | — | — | 4 | 3 |
| 国・地方公共団体等 | 23,441 | 23,975 | 5,944 | 5,064 | 17,455 | 18,892 | — | — | — | — |
| 個 人 | 16,150 | 15,947 | 16,150 | 15,947 | — | — | — | — | 176 | 120 |
| そ の 他 | 4,184 | 3,882 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 業 種 別 合 計 | 119,606 | 121,026 | 58,187 | 58,494 | 30,477 | 32,318 | — | — | 822 | 705 |
| 1 年 以 下 | 29,578 | 25,128 | 8,490 | 8,237 | 4,028 | 3,140 | — | — | — | — |
| 1 年 超 3 年 以 下 | 17,715 | 21,315 | 5,034 | 4,807 | 6,581 | 7,507 | — | — | — | — |
| 3 年 超 5 年 以 下 | 15,438 | 17,093 | 6,676 | 6,631 | 7,905 | 10,294 | — | — | — | — |
| 5 年 超 7 年 以 下 | 12,629 | 12,697 | 7,038 | 6,798 | 5,591 | 5,898 | — | — | — | — |
| 7 年 超 10 年 以 下 | 15,944 | 12,969 | 9,657 | 9,245 | 6,286 | 3,688 | — | — | — | — |
| 1 0 年 超 | 20,534 | 23,827 | 20,449 | 22,039 | 85 | 1,787 | — | — | — | — |
| 期間の定めのないもの | 7,765 | 7,995 | 840 | 734 | — | — | — | — | — | — |
| 残存期間別合計 | 119,606 | 121,026 | 58,187 | 58,494 | 30,477 | 32,318 | — | — | — | — |

(注)1.オフバランス取引はデリバティブ取引を除く。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーで現金、固定資産、繰延税金資産等を計上しております。

4.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| | | 期中増減 | | 期末残高 | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 一般貸倒引当金 | 平成23年度 | △ 34 | | 105 | |
| | 平成24年度 | △ 44 | | 60 | |
| 個別貸倒引当金 | 平成23年度 | △ 36 | | 544 | |
| | 平成24年度 | 40 | | 585 | |
| 合 計 | 平成23年度 | △ 70 | | 650 | |
| | 平成24年度 | △ 4 | | 645 | |

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

| | 個別貸倒引当金期末残高 | | | 貸出金償却 | |
|-----------------|-------------|-------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 期中増減額 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 製造業 | 41 | 3 | 44 | - | 0 |
| 農業、林業 | - | - | - | - | - |
| 漁業 | - | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - | - |
| 建設業 | 74 | △19 | 55 | 14 | 5 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - |
| 情報通信業 | - | - | - | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 1 | 0 | 1 | - | - |
| 卸売業、小売業 | 106 | △18 | 87 | 13 | 0 |
| 金融業、保険業 | - | - | - | - | - |
| 不動産業 | 50 | 135 | 186 | - | - |
| 物品賃貸業 | - | - | - | - | 2 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | - | - | - | - | - |
| 宿泊業 | 8 | △1 | 7 | - | - |
| 飲食業 | 42 | △33 | 9 | - | 19 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 60 | △5 | 54 | - | - |
| 教育、学習支援業 | - | - | - | - | - |
| 医療、福祉 | 0 | △0 | 0 | - | 0 |
| その他のサービス | 2 | △0 | 2 | - | - |
| 国・地方公共団体等 | - | - | - | - | - |
| 個人 | 156 | △21 | 134 | 1 | 3 |
| その他 | - | - | - | - | - |
| 業種別合計 | 544 | 40 | 585 | 29 | 31 |

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| 告示で定める リスク・ウェイト 区分(%) | エクスポージャーの額 | | エクスポージャーの額 | |
|-----------------------------|------------|---------|------------|---------|
| | 平成23年度 | | 平成24年度 | |
| | 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
| 0% | - | 28,030 | - | 28,895 |
| 10% | - | 10,089 | - | 8,418 |
| 20% | 1,905 | 27,625 | 2,404 | 26,911 |
| 35% | - | 3,061 | - | 2,663 |
| 50% | 10,965 | 169 | 10,975 | 152 |
| 75% | - | 13,723 | - | 13,576 |
| 100% | 1,404 | 22,226 | 1,505 | 25,137 |
| 150% | - | 403 | - | 384 |
| 合 計 | 14,275 | 105,331 | 14,885 | 106,140 |

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保 証 | | クレジットデリバティブ | |
|---------------------------------------|------------------------|----------|--------|--------|--------|-------------|--------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 信用リスク削減手法が適用された ポートフォリオごとのエクスポージャー | | 1,634 | 1,458 | 4,854 | 3,721 | - | - |
| | (Ⅰ) ソブリン向け | - | - | 1,384 | 245 | - | - |
| | (Ⅱ) 金融機関・第一種金融商品取引業者向け | - | - | - | - | - | - |
| | (Ⅲ) 法人等向け | 225 | 198 | 300 | 200 | - | - |
| | (Ⅳ) 中小企業等・個人向け | 1,221 | 1,112 | 3,056 | 3,071 | - | - |
| | (Ⅴ) 抵当権付住宅ローン | 14 | 10 | - | - | - | - |
| | (Ⅵ) 不動産取得等事業向け | 95 | 95 | - | - | - | - |
| | (Ⅶ) 三月以上延滞等 | 0 | 0 | 11 | 13 | - | - |
| | (Ⅷ) 上記以外 | 76 | 40 | 101 | 189 | - | - |

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------------------------|----------------|--------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレントエクスポージャー方式 | |
| グロス再構築コストの合計額 | — | 0 |
| グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額 | — | — |

(単位:百万円)

| | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額 | | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 | |
|-------------------|-------------------------------|--------|-------------------------------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| ① 派生商品取引合計 | — | — | — | — |
| (Ⅰ) 外国為替関連取引 | — | — | — | — |
| (Ⅱ) 金利関連取引 | — | — | — | — |
| (Ⅲ) 金関連取引 | — | — | — | — |
| (Ⅳ) 株式関連取引 | — | — | — | — |
| (Ⅴ) 貴金属(金を除く)関連取引 | — | — | — | — |
| (Ⅵ) その他コモディティ関連取引 | — | — | — | — |
| (Ⅶ) クレジットデリバティブ | — | — | — | — |
| ② 長期決済期間取引 | — | — | — | — |
| 合計 | — | — | — | — |

イ.担保の種類別の額

担保による信用リスク削減手法は、用いていないため該当ございません。

ロ.与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ございません。

ハ.信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

(6) 証券化エクスポージャー

イ.オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ.投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----------------|--------|--------|
| 証券化エクスポージャーの額 | 400 | 400 |
| 国内法人債務 | — | — |
| 信用金庫向け劣後ローン優先出資 | 400 | 400 |

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスクウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

| 告示で定めるリスクウェイト区分(%) | エクスポージャー残高 | | 所要自己資本の額 | |
|--------------------|------------|--------|----------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 20% | — | — | — | — |
| 50% | 400 | 400 | 8 | 8 |
| 100% | — | — | — | — |
| 350% | — | — | — | — |
| 自己資本控除 | — | — | — | — |

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

③ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項 イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成23年度 | | 平成24年度 | |
|--------|----------|-----|----------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式等 | 175 | 175 | 150 | 150 |
| 非上場株式等 | 414 | 414 | 452 | 452 |
| 合 計 | 589 | 589 | 602 | 602 |

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等にもとづいております。
 2. 上場株式等とは取引所有価証券市場、店頭売買有価証券市場、外国有価証券市場において売買される株式等です。なお、信託金の優先出資証券は上場株式等に含まれています。
 3. 投資信託で運用している出資等は上場株式等に一括計上しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-------|--------|--------|
| 売 却 益 | 2 | 1 |
| 売 却 損 | 2 | 2 |
| 償 却 | - | - |

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------|--------|--------|
| 評 価 損 益 | 29 | 34 |

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------|---------|---------|
| 評 価 損 益 | 該当ありません | 該当ありません |

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

| 運 用 勘 定 区 分 | 金利リスク量 | |
|-------------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 貸 出 金 | 243 | 192 |
| 有 価 証 券 等 | 232 | 175 |
| 預 け 金 | 72 | 17 |
| そ の 他 | 4 | 0 |
| 運 用 勘 定 合 計 | 551 | 384 |

(単位:百万円)

| 調 達 勘 定 区 分 | 金利リスク量 | |
|-------------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 定 期 性 預 金 | 210 | 53 |
| 要 求 払 預 金 | 110 | 31 |
| そ の 他 | 9 | 13 |
| 調 達 勘 定 合 計 | 329 | 97 |

(単位:百万円)

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------|--------|--------|
| 銀行勘定の金利リスク | 222 | 287 |

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量をみるものです。当金庫では、金利ショックをパーセンタイル値により銀行勘定の金利リスクを算出しています。パーセンタイル値とは、過去5年間に実際に起こった1年間の金利変動幅を100ブロックに分け、99ブロックの一番大きい金利上昇幅を金利ショックとして捉えています。
 2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を2.5年で一括満期となる預金としてリスク量を算定しています。
 3. 銀行勘定の金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\begin{aligned} \text{銀行勘定の金利リスク量(287百万円)} = \\ & \text{運用勘定の金利リスク量(384百万円)} + \\ & \text{調達勘定の金利リスク量(△97百万円)} \end{aligned}$$

当金庫の自己資本の充実の状況等について(定性的な開示事項)

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目と補完的項目で構成されています。平成24年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域の皆様からお預かりしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、資産査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理に当たりましては審査管理部門と営業推進部門をお互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに経営陣による審査会等を定期的開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、法務部、監査部が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢の構築に努めています。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却引当に関する規程」に基づき、資産査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに担保の処分可能見込額、保証による回収可能額、清算配当等回収可能額を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャーについては経済協力開発機構のカントリーリスクスコアを使用しております。

他のエクスポージャーについては、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使用分けは行なっておりません。また、投資信託は運用委託会社の採用した基準によることとしております。

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適正な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府金融機関保証、民間保証等がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」及び「不動産担保マニュアル」等により適切な事務取り扱い並びに適正な管理、評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取り扱いに努めております。

なお、パーセルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様の取り扱いとしており、しんきん保証基金の保証は、各エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトに変えて、適格格付機関が付与している格付により判定しております。未担保預金については、ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺し、信用リスクの削減を行っております。貸付明細の貸出期限を上回る満期日の定期預金残高、定期積金掛込残高の額とし、相殺対象の貸付明細が複数存在した場合は、債務者単位でリスク・ウェイト適用率の高い明細からとしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

派生商品取引に関しては、投資信託の運用枠内に限られており、リスクを限定した取り扱いとなっております。そのため個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他有価証券取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、金庫で定めるリスク管理基本規程等に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券

投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握することで適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める有価証券運用規程に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行っております。

一方、オリジネーター業務については、取り扱いはありません。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

7. オペレーショナル・リスク

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナルリスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心がけることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

当面、バーゼルⅡ対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針です。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、主管部署にて検討討議を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、店長会議といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については時価評価及び最大予想損失額 (VAR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度、損失限度枠の遵守状況を定期的に経営陣に報告しております。

一方、非上場株式、その他出資金等に関しましては、信用金庫業界関連先及び地元企業先に限定した取り扱いとなっております。リスクの状況は、財務諸表や決算報告等を基に定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響をさしますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益影響度等をALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、主管部で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法

有価証券は「GPS計算方式」
預貸金等は「金利ラダー方式」

コア預金

対象 要求払性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法 ①過去5年の最低残高
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
③現残高の50%相当額
以上3つのうち最小の額を上限

満期 5年以内(平均2.5年)の定義を満たすため2.5年での満期一括で設定

金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

リスク計測の頻度

四半期(前月末基準)

ネットワーク

●店舗のご案内

1 本店
 〈営業部〉 TEL 0952(22)2145
 FAX 0952(24)7842
 〒840-0825 佐賀市中央本町8-10
 〈本部〉 TEL 0952(22)2141
 FAX 0952(23)7418



2 早津江支店
 〒840-2203 佐賀市川副町早津江259-1
 TEL 0952(45)2151
 FAX 0952(45)7514



3 神野支店
 〒840-0804 佐賀市神野東3丁目6-5
 TEL 0952(31)3161
 FAX 0952(31)2569



4 西支店
 〒840-0045 佐賀市西田代2丁目5-18
 TEL 0952(25)3165
 FAX 0952(29)2283



5 尼寺支店
 〒840-0201 佐賀市大和町尼寺2546
 TEL 0952(62)2331
 FAX 0952(62)5893



6 大崎支店
 〒840-0054 佐賀市水ヶ江5丁目8-10
 TEL 0952(26)2431
 FAX 0952(23)8630



7 高木瀬支店
 〒849-0928 佐賀市若楠1丁目5-15
 TEL 0952(31)2420
 FAX 0952(31)2520



8 天祐支店
 〒840-0851 佐賀市天祐1丁目8-7
 TEL 0952(25)3221
 FAX 0952(24)7884



9 北川副支店
 〒840-0015 佐賀市木原2丁目3-27
 TEL 0952(23)0801
 FAX 0952(24)7901



10 佐賀医大前支店
 〒849-0937 佐賀市鍋島3丁目2-17
 TEL 0952(30)0620
 FAX 0952(31)2168



11 古湯温泉支店

〒840-0501
佐賀市富士町古湯2654

TEL 0952(58)2667
FAX 0952(58)2163



12 開成支店

〒849-0934
佐賀市開成4丁目6-13

TEL 0952(32)5011
FAX 0952(32)5020



13 神埼支店

〒842-0002
神崎市神埼町田道ケ里
2262-12

TEL 0952(53)3353
FAX 0952(53)3787



14 鳥栖支店

〒841-0036
鳥栖市秋葉町1丁目975

TEL 0942(82)0689
FAX 0942(85)2008



●店舗ATMのご案内

| 店舗名 | キャッシュコーナー取扱時間 | | |
|-------------|---------------|------------|------------|
| | 平日 | 土曜日 | 日曜・祝祭日 |
| 佐賀市 ① 本店営業部 | 8:45~19:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |
| ② 早津江支店 | 8:45~18:00 | — | — |
| ③ 神野支店 | 8:45~19:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |
| ④ 西支店 | 8:45~19:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |
| ⑤ 尼寺支店 | 8:45~19:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |
| ⑥ 大崎支店 | 8:45~19:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |
| ⑦ 高木瀬支店 | 8:45~19:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |
| ⑧ 天祐支店 | 8:45~19:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |
| ⑨ 北川副支店 | 8:45~18:00 | — | — |
| ⑩ 佐賀医大前支店 | 8:45~19:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |
| ⑪ 古湯温泉支店 | 8:45~18:00 | — | — |
| ⑫ 開成支店 | 8:45~19:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |
| 神崎市 ⑬ 神埼支店 | 8:45~19:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |
| 鳥栖市 ⑭ 鳥栖支店 | 8:45~18:00 | 9:00~18:00 | 9:00~18:00 |

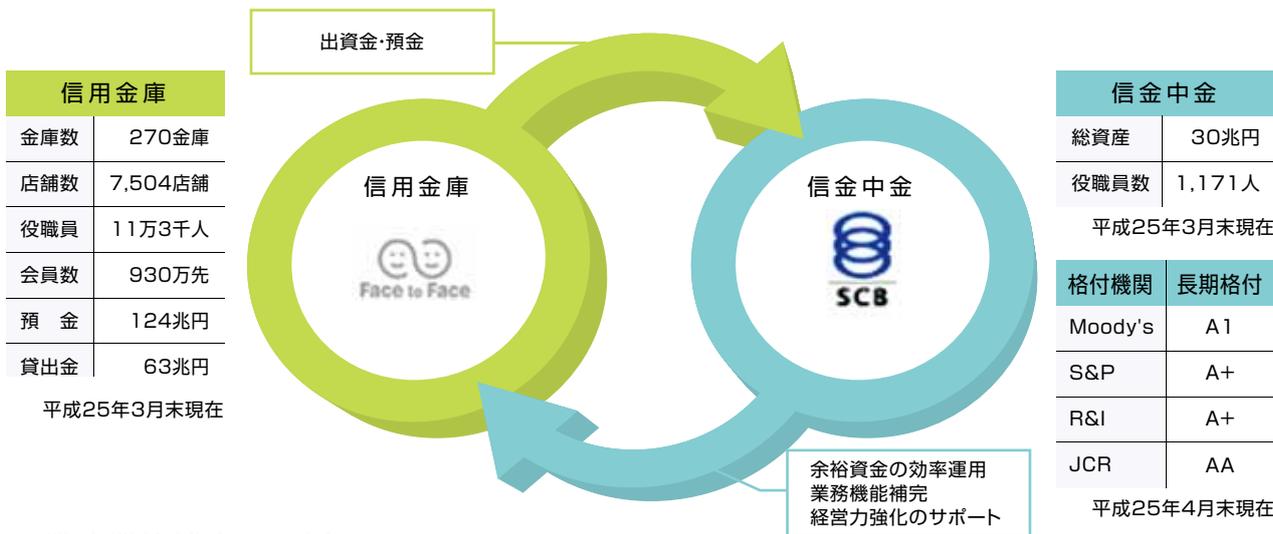
●店舗外現金自動設備場所のご案内

| 店名 | 設置場所 | キャッシュコーナー取扱時間 | | |
|-------------------|-----------------------|---------------|-------------|-------------|
| | | 平日 | 土曜日 | 日曜・祝祭日 |
| A 佐賀県庁内 | 佐賀市城内1丁目1-59 | 9:00~18:00 | — | — |
| B 佐賀市役所内 | 佐賀市栄町1-1 | 8:00~18:00 | — | — |
| C イオンスーパーセンター佐賀店内 | 佐賀市東与賀町下古賀87-1 | 9:00~21:00 | 9:00~19:00 | 9:00~19:00 |
| D 佐賀空港内 | 佐賀市川副町犬井道9476-187 | 8:00~19:00 | 9:00~17:00 | 9:00~17:00 |
| E イオンモール佐賀大和店内 | 佐賀市大和町尼寺3535 | 10:00~21:00 | 10:00~19:00 | 10:00~19:00 |
| F モラージュ佐賀店内 | 佐賀市巨勢町牛島730 | 10:00~21:00 | 10:00~19:00 | 10:00~19:00 |
| G ゆめタウン佐賀内 | 佐賀市兵庫町兵庫北土地区画整理地内22街区 | 10:00~21:00 | 10:00~19:00 | 10:00~19:00 |
| H エスプラッツ共同出張所 | 佐賀市白山2丁目7-1 | 10:00~21:00 | 10:00~17:00 | 10:00~17:00 |

●信用金庫業界の中央金融機関 ～ 信金中金

信金中央金庫(信金中金)は、全国の信用金庫の出資により設立された信用金庫の中央金融機関です。全国の信用金庫から預け入れられた資金と、金融債を発行して調達した資金を、有価証券や短期金融市場、さらには国・地方公共団体、事業会社等への貸出やPFI事業への取組み等によって運用し、その成果を種々の形で信用金庫業界に還元しています。

為替・資金の集中決済や信用金庫の業務機能の補完を行うほか、業界のセーフティーネットを運営することにより、業界の信用力の維持・向上につとめています。



■業務機能補完の一例

信用金庫業界の決済機関

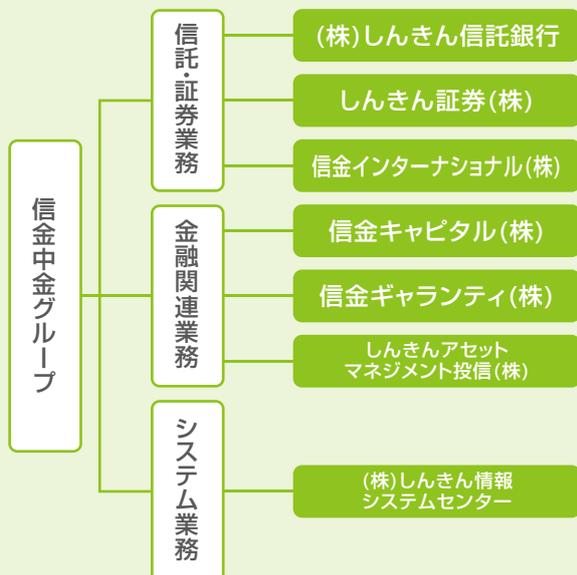
- 信用金庫間の決済を中心とする年間225兆円(24年度実績)の内国為替決済
- 公共料金・売上代金の取りまとめ等の資金中継業務
- マルチペイメントネットワーク・デビットカードサービス等の資金決済

国際業務のサポート

- 世界246(25年3月末現在)の金融機関とのコレスレス網を活用した信用金庫外国為替業務の補完
- 信用金庫お取引先の海外事業支援
- 貿易・外国為替および海外直接投資に関する相談業務

信金中金グループによるサポート

- 子会社と一体となった総合的な金融サービスの提供



信用金庫業界のシンクタンク

- 国内外の経済金融情勢・中小企業の動向・信用金庫業界の統計数値等に関する情報提供
- 地域振興・街おこし・商店街活性化・中小企業経営改善支援・アジア諸国への貿易、投資等に関するコンサルタント業務

投信窓販業務のサポート

- 「信金中金取次販売」の提供
- 研修・商品選定・業務の効率化等のサポート

投信窓販純資産残高推移(信金中金取次分) (単位:億円)



開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則に規定するディスクロージャーに関する開示基準に基づいて作成しておりますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しております。

信用金庫法施行規則第132条開示項目一覧

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

| | |
|-----------------|-------|
| 1 事業の組織 | 3 |
| 2 理事・監事の氏名及び役職名 | 3 |
| 3 事務所の名称及び所在地 | 51~52 |

2. 金庫の主要な事業の内容

| |
|----|
| 19 |
|----|

3. 金庫の主要な事業に関する事項

| | |
|------------------------|-------|
| 1 直近の事業年度における事業の概況 | 15~16 |
| 2 直近の5事業年度における主要な事業の状況 | 33 |

- ① 経常収益
- ② 経常利益又は経常損失
- ③ 当期純利益又は当期純損失
- ④ 普通出資総額、普通出資総口数及び会員数
- ⑤ 純資産額
- ⑥ 総資産額
- ⑦ 預金積金残高
- ⑧ 貸出金残高
- ⑨ 有価証券残高
- ⑩ 単体自己資本比率
- ⑪ 普通出資に対する配当金
- ⑫ 職員数

3 直近の2事業年度における事業の状況

- ① 主要な業務の状況を示す指標
 - ア. 業務粗利益及び業務粗利益率
 - イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び利鞘
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減
 - オ. 総資産経常利益率
 - カ. 総資産当期純利益率
- ② 預金に関する指標
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の平均残高
 - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
- ③ 貸出金等に関する指標
 - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
 - ウ. 預貸率の期末値及び期中平均値
 - エ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額
 - オ. 使途別の貸出金残高
 - カ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
- ④ 有価証券に関する指標
 - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高
 - イ. 有価証券の種類別の平均残高
 - ウ. 預証率の期末値及び期中平均値
 - エ. 有価証券の残存期間別残高

4. 金庫の事業の運営に関する事項

| | |
|-------------------------------|------|
| 1 法令遵守の体制 | 6 |
| 2 リスク管理の体制 | 7 |
| 3 金融ADR制度への対応 | 8 |
| 4 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | 9~10 |

5. 金庫の2事業年度における財産の状況

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 1 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 | 29~32 |
| 2 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 39 |
| ① 破綻先債権に該当する貸出金 | |
| ② 延滞債権に該当する貸出金 | |
| ③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 | |
| ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | |
| ⑤ 金融再生法に基づく開示債権 | |

| | |
|---|-------|
| 3 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | 41 |
| ① 有価証券 | |
| ② 金銭の信託 | |
| ③ 第102条第1項第5号に掲げる取引 | |
| 4 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 38 |
| 5 貸出金償却の額 | 38 |
| 6 会計監査人の監査について | 33 |
| 6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの | 42 |
| 7 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 | |
| 1 定量的開示項目 | 43~48 |
| 2 定性的開示項目 | 49~50 |

参考事項

< 経理・経営内容 >

| | |
|---------------------|----|
| ● 業務純益 | 16 |
| ● その他の業務収支の内訳 | 34 |
| ● 経費の内訳 | 35 |
| ● 役員1人当たり預金残高・貸出金残高 | 35 |
| ● 1店舗当たり預金残高・貸出金残高 | 35 |

< 資金調達 >

| | |
|---------------|----|
| ● 科目別預金残高 | 12 |
| ● 預金者別預金残高 | 36 |
| ● 預金会員・会員外別残高 | 36 |

< 資金運用 >

| | |
|------------------|----|
| ● 科目別貸出金残高 | 13 |
| ● 制度融資取扱い状況 | 13 |
| ● 貸出金額階層別融資先数 | 13 |
| ● 消費者ローン・住宅ローン残高 | 14 |
| ● 貸出金会員・会員外別残高 | 38 |
| ● 科目別有価証券残高 | 40 |

< その他業務 >

| | |
|---------|----|
| ● 手数料一覧 | 27 |
|---------|----|

< その他 >

| | |
|------------------|-------|
| ● 概要 | 3 |
| ● 沿革 | 4 |
| ● 経営理念・経営方針 | 5 |
| ● 法令等遵守宣言 | 5 |
| ● 反社会的勢力に対する基本方針 | 5 |
| ● 金融商品に係る勧誘方針 | 6 |
| ● 利益相反管理方針の概要 | 6 |
| ● 地域貢献への取り組み | 11 |
| ● 社会貢献活動 | 17~18 |
| ● トピックス | 16、18 |
| ● 業務のご案内 | 19~23 |
| ● アンケート調査結果について | 24 |
| ● 総代会 | 25~26 |
| ● 退職給付会計 | 42 |
| ● 信金中金 | 53 |

(注) 1. 本誌における各項目は、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。
2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

発行：平成25年7月 佐賀信用金庫 総務部
〒840-0825 佐賀市中央本町8番10号 TEL0952 (22) 2141 (代表)

ホームページ URL <http://www.sagashin.co.jp>